

愛媛県 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
燧共第1号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市川之江町地先	漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること。 Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカEの7直線とA E間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、四国中央市川之江町東防波堤突端と同港西防波堤突端とを結んだ線以内の区域、Eキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサシの6直線以内の区域及びメセ、セソ及びソタの3直線以内の区域を除く。 基点 A 愛媛県と香川県との最大高潮時海岸線における境界 B 四国中央市川之江町余木電宮鼻 C 四国中央市川之江町 東部埋立地南側付根 D 四国中央市川之江町東防波堤(通称白灯台防波堤)付根 E 四国中央市川之江町1087の4 城山三角点(東経133度34分2秒56、北緯34度0分46秒80)から267度30分160メートルの点 点 A Aから香川県伊吹島赤崎見通し900メートルの点 イ Aから271度900メートルの点 ウ Bから316度900メートルの点 エ Cから316度900メートルの点 オ Dから298度900メートルの点 カ Eから316度900メートルの点 キ Eから316度468メートルの点 ク キから28度934メートルの点 ケ ケから118度205メートルの点 コ ケから208度300メートルの点 サ コから118度230メートルの点 シ サから28度145メートルの点 ス 四国中央市川之江町1087の4 城山三角点(東経133度34分2秒56、北緯34度0分46秒80)から45度1,620メートルの標識 セ スから319度30分583メートルの点 ソ セから25度547メートルの点 タ タから116度554メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおき漁業 あさり漁業 あしがら漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 はまぐり漁業 あかがい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とりがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 あかにし漁業 たいらぎ漁業 つめたがい漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 〃 あしがら漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで あかがい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで とりがい漁業 〃 かき漁業 〃 さざえ漁業 〃 あかにし漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 つめたがい漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻島町	
燧共第2号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市川之江町地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 四国中央市川之江町余木65番地(南東久水産の北角) 点 A Aから317度1,300メートルの点 ア Aから321度3,500メートルの点 イ Aから327度3,500メートルの点 エ Aから331度1,300メートルの点	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻島町	
燧共第3号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市川之江町余木崎地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市川之江町二名漁港西側防波堤突端 点 A Aから6度150メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻島町	
燧共第4号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市川之江町余木崎地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市川之江町余木電宮山頂 点 A Aから339度150メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻島町	
燧共第5号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市川之江町地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市川之江町浜地区臨海埋立西端角 点 A Aから316度400メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市川之江町、金田町、上分町、川滝町、金生町、柴生町、下川町及び妻島町	
燧共第6号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市中之庄町地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びビアの8直線によって囲まれた区域。 基点 A 四国中央市井関川新金子橋左岸橋台北東角 B 四国中央市大谷川河口右岸端 C 四国中央市寒川町東部埋立東側護岸付根 D Cから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識 E 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角 F Eから護岸沿い東へ502メートルの標識 点 A Bから325度20分428メートルの点 イ Fから286度30分38メートルの点 ウ Aから310度709メートルの点 エ Aから310度984メートルの点 オ Bから325度20分900メートルの点 カ Dから香川県円上島中央見通し728メートルの点 キ Dから香川県円上島中央見通し232メートルの点 ク Bから325度20分357メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおき漁業 あさり漁業 あしがら漁業 ばかがい漁業 おおのがい漁業 はまぐり漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 かき漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 みらくい漁業 たいらぎ漁業 たいらぎ漁業 まてがい漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 〃 あしがら漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで おおのがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで あかがい漁業 1月1日から12月31日まで とりがい漁業 〃 かき漁業 〃 さざえ漁業 〃 さざえ漁業 〃 みらくい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 まてがい漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町	

燧共第7号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市寒川町地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、C D、D E、Eエ、エオ及びオカの5直線以内の区域及びAキ、キク及びクケの3直線と四国中央市寒川町の最大高潮時海岸線における境界で囲まれた区域を除く。</p> <p>基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地東側護岸付根から護岸沿い北へ158メートルの標識</p> <p>B 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>C 四国中央市寒川町西浜埋立地東側護岸付根</p> <p>D 四国中央市寒川港西防波堤付根</p> <p>E 四国中央市寒川港西防波堤標柱</p> <p>点 ア Aから香川県丹上島中央見通し756メートルの点</p> <p>イ Dから香川県丹上島中央見通し900メートルの点</p> <p>ウ Bから香川県丹上島東端見通し900メートルの点</p> <p>エ Eから 343度 33分320メートルの点</p> <p>オ エから 264度 840メートルの点</p> <p>カ オから 181度 410メートルの点</p> <p>キ Aから香川県丹上島中央見通し260メートルの点</p> <p>ク キから237度20分658メートルの点</p> <p>ケ ケから189度30分258メートルの点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業</p> <p>あさり漁業</p> <p>ばかがい漁業</p> <p>はまぐり漁業</p> <p>あかがい漁業</p> <p>いがい漁業</p> <p>とりがい漁業</p> <p>かき漁業</p> <p>さざえ漁業</p> <p>みるくい漁業</p> <p>たこ漁業</p> <p>なまこ漁業</p> <p>えむし漁業</p> <p>しゃこ漁業</p> <p>雑魚建網漁業</p> <p>(第2種共同漁業)</p> <p>雑魚建網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>あさり漁業 //</p> <p>ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで</p> <p>はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで</p> <p>あかがい漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>いがい漁業 //</p> <p>とりがい漁業 //</p> <p>かき漁業 //</p> <p>さざえ漁業 //</p> <p>みるくい漁業 //</p> <p>たこ漁業 //</p> <p>なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで</p> <p>えむし漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>しゃこ漁業 //</p> <p>雑魚建網漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市寒川町
燧共第8号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市豊岡町地先	<p>Aから香川県丹上島東端見通し線とBから岡山県大飛島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から900メートル以内の区域</p> <p>基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識</p> <p>B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業</p> <p>あさり漁業</p> <p>ばかがい漁業</p> <p>おのがい漁業</p> <p>はまぐり漁業</p> <p>あかがい漁業</p> <p>とりがい漁業</p> <p>かき漁業</p> <p>さざえ漁業</p> <p>みるくい漁業</p> <p>たいらぎ漁業</p> <p>まてがい漁業</p> <p>たこ漁業</p> <p>なまこ漁業</p> <p>えむし漁業</p> <p>しゃこ漁業</p> <p>(第2種共同漁業)</p> <p>雑魚建網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>あさり漁業 //</p> <p>ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで</p> <p>おのがい漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで</p> <p>あかがい漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>とりがい漁業 //</p> <p>かき漁業 //</p> <p>さざえ漁業 //</p> <p>みるくい漁業 //</p> <p>たいらぎ漁業 //</p> <p>まてがい漁業 //</p> <p>たこ漁業 //</p> <p>なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで</p> <p>えむし漁業 1月1日から12月31日まで</p> <p>しゃこ漁業 //</p> <p>雑魚建網漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市豊岡町
燧共第9号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市中之庄町地先	<p>アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線によって囲まれた区域</p> <p>基点 A 四国中央市大谷川河口右岸端</p> <p>B 四国中央市寒川町東部埋立地東側護岸付根</p> <p>C Bから埋立護岸沿い北へ158メートルの標識</p> <p>D 四国中央市中之庄町埋立護岸西北角</p> <p>E Dから護岸沿い東へ502メートルの標識</p> <p>F Eから護岸沿い東へ138メートルの標識</p> <p>点 ア Aから325度20分428メートルの点</p> <p>イ Eから286度30分38メートルの点</p> <p>ウ Fから香川県丹上島中央見通し27メートルの点</p> <p>エ Fから香川県丹上島中央見通し1,142メートルの点</p> <p>オ Cから香川県丹上島中央見通し1,528メートルの点</p> <p>カ Cから香川県丹上島中央見通し232メートルの点</p> <p>キ Aから325度20分357メートルの点</p>	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市三島中央、三島宮川、三島金子、三島朝日、村松町、中之庄町及び具定町
燧共第10号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市寒川町地先	<p>点アを中心として半径 100メートルの区域</p> <p>基点 A 四国中央市寒川町寒川東部埋立地護岸北東角</p> <p>点 ア Aから真方位317度1,147メートルの点</p>	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市寒川町
燧共第11号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市寒川町黒岩地先	<p>Cア、アイ、イウ、ウエ及びエBの5直線とB C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 四国中央市寒川町西浜埋立地東北端岸壁より西へ 361メートルの標識</p> <p>B 四国中央市寒川町西谷川尻左岸</p> <p>C 四国中央市寒川町 3852番地 1 の標柱</p> <p>点 ア Cから1度410メートルの点</p> <p>イ Aから84度440メートルの点</p> <p>ウ Aから広島県宇治島東端見通し2,944メートルの点</p> <p>エ Bから広島県宇治島東端見通し3,400メートルの点</p>	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市寒川町
燧共第12号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市豊岡町地先	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 四国中央市寒川町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界の標識</p> <p>B 四国中央市豊岡町と同市土居町との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>点 ア Aから香川県丹上島東端見通し3,500メートルの点</p> <p>イ Bから岡山県大飛島西端見通し3,500メートルの点</p>	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市豊岡町

燧共第13号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町地先	Aから岡山県大飛島西端見通し線とBから越智郡上島町江ノ島頂見通し線との間の最大高潮時海岸線から900メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界 B 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 おごり漁業 あかがい漁業 あさり漁業 えむし漁業 おのがい漁業 かき漁業 しゃこ漁業 たいらぎ漁業 たご漁業 たこ漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 なまこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで おごり漁業 〃 あかがい漁業 〃 あさり漁業 〃 えむし漁業 〃 おのがい漁業 〃 かき漁業 〃 しゃこ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たご漁業 〃 たこ漁業 〃 とりがい漁業 〃 ばかがい漁業 〃 はまぐり漁業 〃 はまぐり漁業 〃 まてがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建干網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第14号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキFの8直線とA F間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 四国中央市土居町と同市豊岡町との最大高潮時海岸線における境界 B 四国中央市土居町津根と同町藤原との最大高潮時海岸線における境界 C 四国中央市土居町藤原と同町藤崎との最大高潮時海岸線における境界 D 四国中央市土居町藤崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界 E 四国中央市土居町天満仏崎鼻 F 四国中央市土居町と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界 点 Aから岡山県大飛島西端見通し3,350メートルの点 イ Aから香川県上島西端見通し3,650メートルの点 ウ Bから岡山県六島西端見通し3,400メートルの点 エ Cから香川県東端見通し3,400メートルの点 オ Dから香川県股島西端見通し3,400メートルの点 カ Eから越智郡上島町江ノ島東端見通し2,600メートルの点 キ Fから越智郡上島町江ノ島中央見通し3,800メートルの点	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第15号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町藤原地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町藤原海岸龍宮 点 ア Aから339度1,100メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第16号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町天満地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町藤崎と同町天満との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから香川県上島西端見通し3,500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第17号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町天満地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻 点 ア Aから56度1,570メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第18号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町天満地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻 点 ア Aから香川県上島西端見通し3,500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第19号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町天満地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻 点 ア Aから広島県走島西端見通し3,000メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第20号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町天満地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻 点 ア Aから27度415メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町
燧共第21号	愛媛県漁業協同組合	四国中央市土居町天満地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 四国中央市土居町天満仏崎鼻 点 ア Aから286度1,520メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	四国中央市土居町

燧共第22号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市大島及び多喜浜地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とB A間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線により囲まれた区域を除く。 基点 A 四国中央市と新居浜市との最大高潮時海岸線における境界 B 新居浜市黒島唐猫鼻の西通称赤磯 C 新居浜市多喜浜得基角 点 A Aから越智郡上島町江ノ島中央見通し4,300メートルの点 イ Cから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点 ウ Cから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点 エ Cから8度1,630メートルの点 オ Cから9度1,630メートルの点 カ 新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北東角 キ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地東南護岸延長線南へ324メートルの点 ク キから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地南護岸の平行線東へ190メートルの点 ケ カから新居浜市旧多喜浜塩業埋立地北護岸の延長線東へ50メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あかがい漁業 あさり漁業 あさり漁業 あわび漁業 えむし漁業 えむし漁業 おおのがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 たこ漁業 つめたがい漁業 つめたがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 みるくい漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 なまこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あかがい漁業 〃 あさり漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで おおのがい漁業 〃 さざえ漁業 〃 さざえ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 〃 つめたがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで ひじき漁業 1月1日から12月31日まで みるくい漁業 〃 わかめ漁業 〃 わかめ漁業 6月1日から翌3月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 〃 雑魚建干網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市大島地区及び多喜浜地区
燧共第23号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市大島松ノ鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 新居浜市大島松ノ鼻 点 ア Aから越智郡上島町魚島東端見通し900メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市大島地区及び多喜浜地区
燧共第24号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市大島鯨の鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 新居浜市大島虎崎 点 ア Aから越智郡上島町魚島西端見通し900メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市大島地区及び多喜浜地区
燧共第25号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市大島竹ノ浦地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 新居浜市大島竹ノ浦 点 ア Aから新居浜市垣生白石鼻見通し900メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市大島地区及び多喜浜地区
燧共第26号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市垣生地先	Bア、アイ、イウ、ウエ及びエDの5直線とDB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市多喜浜得基角 B 新居浜市垣生白子鼻 C 新居浜市垣生白石鼻 D 新居浜市垣生6丁目と市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界 点 A Aから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点 ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点 エ Dから越智郡上島町戸割島東端見通し1,500メートルの点	第1種共同漁業	あおさ漁業 あかがい漁業 あかにし漁業 あさり漁業 あわび漁業 えむし漁業 えむし漁業 おおのがい漁業 おおのがい漁業 おごり漁業 おごり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 たこ漁業 つめたがい漁業 つめたがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 みるくい漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 なまこ漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あかがい漁業 〃 あかにし漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで おおのがい漁業 〃 おおのがい漁業 〃 おごり漁業 〃 おごり漁業 〃 さざえ漁業 〃 さざえ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 〃 つめたがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで ひじき漁業 1月1日から12月31日まで みるくい漁業 〃 わかめ漁業 〃 わかめ漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市垣生地地区
燧共第27号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市垣生地先	Bア、アイ、イウ及びウCの4直線とBC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市多喜浜得基角 B 新居浜市垣生白子鼻 C 新居浜市垣生白石鼻 点 A Aから越智郡上島町魚島西端見通し1,440メートルの点 イ Aから越智郡上島町魚島西端見通し2,400メートルの点 ウ Cから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市大島地区、多喜浜地区及び垣生地地区
燧共第28号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市垣生地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 新居浜市垣生白石鼻 B 新居浜市垣生6丁目と市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界 点 A Aから越智郡上島町高井神島東端見通し1,000メートルの点 イ Bから越智郡上島町戸割島東端見通し1,500メートルの点	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市垣生地地区
燧共第29号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市地先	別紙のとおり	第1種共同漁業	あおさ漁業 ばかがい漁業 あさり漁業 あさり漁業 まてがい漁業 まてがい漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 おおのがい漁業 つめたがい漁業 つめたがい漁業 たいらぎ漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 なまこ漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ばかがい漁業 〃 あさり漁業 〃 あさり漁業 〃 まてがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 はまぐり漁業 〃 はまぐり漁業 〃 おおのがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 〃 えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市新居浜地区

漁場の区域

Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、別記記載の区域を除く。

- 基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界  
B 新居浜市と西条市との境界の標識
- 点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点  
イ Bから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

別記

- ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）
- イ 仏崎埋立免許区域
- ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）
- エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域
- オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）
- カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））
- キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会

- 社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域
- ク 平成3年6月27日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域及び平成4年2月14日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- ケ 平成9年12月20日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- コ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域
- サ 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域

ア A、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域

- 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
- B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端

点 ア Aから336度102メートルの点

イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端

ウ Aから304度513メートルの点

エ Aから308度535メートルの点

オ Aから318度424メートルの点

カ Bから349度416メートルの点

キ Bから111度141メートルの点

ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点

- シ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか3組合が締結した契約書記載の補償区域、Aから50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から

33メートル以内の区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根  
B Aから西側の護岸沿い800メートル  
の点  
C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目  
817-7の護岸西北端  
D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目  
817-7の護岸東北端

ス 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式  
会社ほか1社と新居浜漁業協同組合ほか2組合  
が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の  
区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線と  
BD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた  
区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力  
発電所地先と号埋立地西側護岸の北端  
B Aから住友共同電力株式会社新居浜  
西火力発電所地先と号埋立地北側護岸  
沿いに380メートルの点  
C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所  
惣開町5番2号の西側護岸の南端  
D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所  
惣開町5番2号の護岸北西端
- 点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜  
西火力発電所地先と号埋立地北側護岸  
の延長線上20メートルの点  
イ Bから住友共同電力株式会社新居浜  
西火力発電所地先と号埋立地北側護岸  
に対し直角20メートルの点  
ウ アを通り住友共同電力株式会社新居  
浜西火力発電所地先と号埋立地西側護  
岸に対する平行線とイを通り住友共同  
電力株式会社新居浜西火力発電所地先  
と号埋立地北側護岸に対する平行線と  
の交点  
エ Cから南側護岸の延長線上105メー  
トルの点  
オ Dから護岸の延長線上113メートル

の点

セ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度

201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372メートルの点

ソ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアウ、ウエ、エイの3直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

点 ア 基点Aから225度10分44秒279.552メートルの点

イ 基点Bから247度5分9秒104.813メートルの点

ウ 基点Aから292度29分8秒479.864メートルの点

エ 基点Bから318度54分38秒853.398メートルの点

タ 令和4年11月10日付けで住友重機械工業株式会社ほか3社と愛媛県漁業協同組合新居浜支所ほか2支所が締結した契約書記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スセ、セソ、ソタ及びタアの15直線で囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点

C 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

D 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

E 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端

F Eから東へ護岸線上120メートルの点

G Eから西へ護岸線上590メートルの点

- 点 ア 基点 B から 318 度 54 分 38 秒 853.398 メートルの点
- イ 基点 B から 247 度 5 分 9 秒 104.813 メートルの点
- ウ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 171 度 10 分 距離 372 メートルの点
- エ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 164 度 距離 201.2 メートルの点
- オ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 110 度 10 分 距離 547 メートルの点
- カ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 91 度 距離 513.8 メートルの点
- キ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 92 度 距離 233.3 メートルの点
- ク 基点 C を基準とし、基点 D より内角 64 度 50 分 距離 258 メートルの点
- ケ 基点 F から 3 度 940 メートルの点
- コ 基点 E から 359 度 1,095 メートルの点
- サ 基点 E から 355 度 2,325 メートルの点
- シ 基点 G から 4 度 2,385 メートルの点
- ス サシを結ぶ直線上のシからサへ 7.83 メートルの点
- セ サシを結ぶ線に垂直でスより北側へ 7.8 メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ 7.8 メートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから 243 メートルの点

ウ 漁業の種類

第 1 種共同漁業（あおさ漁業、ばかがい漁業、あさり漁業、まてがい漁業、はまぐり漁業、おおのがい漁業、つめたがい漁業、たいらぎ漁業、みるくい漁業、たこ漁業、えむし漁業及びなまこ漁業）

エ 漁業時期

あおさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
ばかがい漁業	〃
あさり漁業	〃
まてがい漁業	〃
はまぐり漁業	〃

おおのがい漁業 〃  
つめたがい漁業 〃  
たいらぎ漁業 〃  
みるくい漁業 〃  
たこ漁業 〃  
えむし漁業 〃

なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで

オ 関係地区 新居浜市新居浜地区

30 免許番号 燧共第30号

漁場の区域

Aア、アイ、イウ、ウエ及びエHの5直線とAH間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEを結んだ直線及びFGを結んだ直線以南の区域並びに別記記載の区域を除く。

基点 A 新居浜市垣生6丁目と同市八幡2丁目との最大高潮時海岸線における境界

B 新居浜市御代島ビワ崎鼻

C 新居浜市と西条市との境界の標識

D 西条市古川加茂川右岸標識1号

E 西条市禎瑞加茂川左岸表層波根標識2号

F 西条市禎瑞八幡中山川右岸標識3号

G 西条市氷見甲中山川左岸標識4号

H 西条市氷見戊と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界

点 ア Aから越智郡上島町弓削島東端見通し1,500メートルの点

イ Bから今治市宮窪町美濃島東端見通し1,000メートルの点

ウ Cから今治市宮窪町梶島東端見通し3,000メートルの点

エ Hから今治市宮窪町梶島中央見通し1,800メートルの点

別記

ア 昭和36年3月13日付け及び同月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜製造所西面地先、菊本製造所東面地先及び新居浜港防波堤内）

イ 仏崎埋立免許区域

ウ 昭和38年4月27日付けで住友共同電力株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友共同電力株式会社及び住友金属鉱山株式会社埋立関係区域）

エ 昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアの10直線に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端  
B Aから西へ354度20メートルの点  
C Aから東へ護岸線上120メートルの点  
点 ア Bから354度20メートルの点  
イ Bから354度730メートルの点  
ウ Bから22度835メートルの点  
エ Bから4度2,385メートルの点  
オ Aから355度2,325メートルの点  
カ Aから359度1,095メートルの点  
キ Cから19度830メートルの点  
ク Cから28度635メートルの点  
ケ Cから354度520メートルの点  
コ Cから354度20メートルの点

オ 昭和47年7月26日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（住友化学工業株式会社菊本工場東北面地先）

カ 昭和57年7月26日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の漁業補償区域（新居浜市磯浦地先海面（愛媛県磯浦地区土地造成事業埋立「ほ号」と同地先の住友共同電力株式会社西火力発電所埋立「と号」との間））

キ 昭和59年5月29日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の漁業補償区域

Iオ及びオJの2直線以内の区域

基点 I 住友化学工業株式会社愛媛工場西浜第二工区埋立地西側護岸南端

J 新居浜市惣開町乙31番22号（住友重機械工業株式会社新居浜製造所所有地）

点 オ I から西側護岸延長線上125メートルの点  
ク 昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業補償契約書」記載の補償区域及び昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「漁業権消滅補償契約書」記載の区域

Kカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ及びチLの13直線以内の区域  
基点 K 西条市船屋住友金属鉦山埋立地護岸東端  
L 西条市西条港西防波堤突端

点 カ K から349度50メートルの点  
キ カ から259度2,248メートルの点  
ク キ から349度550メートルの点  
ケ ク から308度15分376メートルの点  
コ ケ から351度15分1,292メートルの点  
サ コ から253度200メートルの点  
シ サ から171度1,272メートルの点  
ス シ から208度45分260メートルの点  
セ ス から253度30分2,500メートルの点  
ソ セ から333度30分238メートルの点  
タ ソ から244度200メートルの点  
チ タ から154度652メートルの点

ケ 平成3年6月27日付けで住友金属鉦山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙609-13北面地先）

アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線とオカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコオの6直線によって囲まれた区域並びにサシを結ぶ直線上のサからシへ7.83メートルの点とサを結ぶ線分を一辺とし、サシを結ぶ直線に垂直でサより北側へ7.8メートル延長した線分を一辺とする長方形に囲まれた区域

基点 A 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端  
B A から西へ護岸線上590メートルの点  
C A から東へ護岸線上120メートルの点  
D A から東へ護岸線上600メートルの点

点 ア B から14度775メートルの点  
イ B から4度30分1,050メートルの点

- ウ B から 14 度 30 分 1,100 メートルの点
- エ B から 22 度 835 メートルの点
- オ C から 3 度 940 メートルの点
- カ D から 7 度 845 メートルの点
- キ D から 13 度 600 メートルの点
- ク D から 359 度 528 メートルの点
- ケ C から 28 度 635 メートルの点
- コ C から 19 度 830 メートルの点
- サ B から 4 度 2,385 メートルの点
- シ A から 355 度 2,325 メートルの点

コ 平成 4 年 2 月 14 日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市菊本町 1 丁目 813-4 及び同町 2 丁目 817-9 地先海面）

A ア、ア B、B C 及び D E の 4 直線と陸岸とに囲まれた区域で栈橋（6,600 m<sup>2</sup>）を除いた区域

基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町 2 丁目 817-9 の護岸西北端

B 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町 1 丁目 813-4 の東北綱とりドルフィン突端

C 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市菊本町 1 丁目 813-4 の護岸東北端

D C から南へ護岸延長線上 376 メートルの点

E A から南へ護岸延長線上 196 メートルの点

点 ア A から 336 度 102 メートルの点

サ 平成 9 年 12 月 20 日付けで住友金属鉱山株式会社と新居浜漁業協同組合ほか 4 組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市磯浦町乙 366-20 北西海面）

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの 5 直線に囲まれた区域

基点 A 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

B 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア A を基準とし、B より内角 135 度 28.3 メートルの点

イ A を基準とし、B より内角 175 度 132.3 メートルの点

- ウ Aを基準とし、Bより内角64度50分258メートルの点
- エ Aを基準とし、Bより内角64度30分171.4メートルの点
- オ Bを基準とし、Aより内角252度10分21メートルの点
- シ 平成10年9月7日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した契約書記載の補償区域（新居浜市惣開町5番1号の地先及び同市惣開町5番2号の地先に囲まれた区域）
  - A ア、アイ、イウ及びウBの4直線と陸岸とに囲まれた区域
  - 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場新居浜市惣開町5番1号の護岸西南端
  - B Aから護岸沿いに北へ210メートルの標識
  - 点 ア 住友重機械工業株式会社愛媛製造所新居浜市惣開町5番2号の護岸北西端から護岸の延長線上113メートルの点
  - イ アから216度30分146メートルの点
  - ウ Bから218度148メートルの点
- ス 平成13年9月14日付けで新居浜港務局と新居浜漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域
  - ア A、アイ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキクの8直線と陸岸とによって囲まれた区域
  - 基点 A 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目817-7の護岸西北端
  - B 新居浜市下水処理場菊本町2丁目15-1の護岸東北端
  - 点 ア Aから336度102メートルの点
  - イ 住友化学工業株式会社愛媛工場菊本町2丁目813-4東北綱取りドルフィン突端
  - ウ Aから304度513メートルの点
  - エ Aから308度535メートルの点
  - オ Aから318度424メートルの点
  - カ Bから349度416メートルの点
  - キ Bから111度141メートルの点
  - ク Bから南へ護岸延長線上100メートルの点
- セ 平成18年2月20日付けで住友化学工業株式会社と新居浜漁業協同組合ほか3組合が締結した契約書記

載の補償区域

A から50度の線とBから311度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びCから309度の線とDから309度の線との間の最大高潮時海岸線から33メートル以内の区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根  
B Aから西側の護岸沿い800メートルの点  
C 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸西北端  
D 住友化学工業株式会社菊本町2丁目817-7の護岸東北端

ソ 平成23年7月25日付けで住友重機械工業株式会社ほか1社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した確認書の確認事項1第5条に記載の区域及び確認事項2第5条記載の区域

Bイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの5直線とBD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- 基点 A 住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸の北端  
B Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸沿いに380メートルの点  
C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端  
D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端  
点 ア Aから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸の延長線上20メートルの点  
イ Bから住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対し直角20メートルの点  
ウ アを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地西側護岸に対する平行線とイを通り住友共同電力株式会社新居浜西火力発電所地先と号埋立地北側護岸に対する平行線との交点  
エ Cから南側護岸の延長線上105メートルの点

オ Dから護岸の延長線上113メートルの点  
タ 平成23年7月25日付けで住友化学株式会社ほか2社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域

Aから311度の線とBから218度の線との間の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域及びイウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコイの9直線によって囲まれた区域

基点 A 新居浜市御代島東端防波堤の内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点

B 住友化学株式会社愛媛工場惣開町5番1号の護岸南西端から西側の護岸沿い210メートルの点

C 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の護岸北西端

D 住友重機械工業株式会社愛媛製造所惣開町5番2号の西側護岸の南端

E 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角

F 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角

点 ア Cから北側護岸の延長線上113メートルの点

イ アから216度30分146メートルの点

ウ Dから南側護岸の延長線上105メートルの点

エ Eを基準とし、Fより内角175度132.3メートルの点

オ Eを基準とし、Fより内角64度50分258メートルの点

カ Eを基準とし、Fより内角92度233.3メートルの点

キ Eを基準とし、Fより内角91度513.8メートルの点

ク Eを基準とし、Fより内角110度10分547メートルの点

ケ Eを基準とし、Fより内角164度201.2メートルの点

コ Eを基準とし、Fより内角171度10分372

メートルの点

チ 平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域  
①②、②③、③④、④⑤、⑤⑥、⑥⑦、⑦⑧、⑧⑨、⑨⑩、⑩⑪、⑪⑫及び⑫①の12直線によって囲まれた区域

基点 A 株式会社今治造船西条工場西条市ひうち字西ひうち7番16号の岸壁北東端

- 点 ① Aから真方位48度28分33.372秒の方向810.027メートルの点  
② ①から真方位218度15分00秒の方向0.600メートルの点  
③ ②から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点  
④ ③から真方位38度15分00秒の方向27.500メートルの点  
⑤ ④から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点  
⑥ ⑤から真方位218度15分00秒の方向0.400メートルの点  
⑦ ⑥から真方位308度15分00秒の方向478.000メートルの点  
⑧ ⑦から真方位38度15分00秒の方向0.400メートルの点  
⑨ ⑧から真方位308度15分00秒の方向17.600メートルの点  
⑩ ⑨から真方位218度15分00秒の方向27.500メートルの点  
⑪ ⑩から真方位128度15分00秒の方向17.600メートルの点  
⑫ ⑪から真方位38度15分00秒の方向0.600メートルの点

ツ 平成30年2月8日付けで住友化学株式会社と新居浜漁業協同組合ほか2組合が締結した契約書記載の補償区域

アイを結ぶ最大高潮時海岸線から100メートルの線とアカ、カオ、オイの3直線で囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点  
B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点  
点 ア 基点 A から225度10分44秒、279.552メートルの点  
イ 基点 B から247度5分9秒、104.813メートルの点  
オ 基点 B から320度11分45秒、1,047.264メートルの点  
カ 基点 A から306度44分43秒、806.737メートルの点

テ 令和4年11月10日付けで住友重機械工業株式会社ほか3社と愛媛県漁業協同組合新居浜支所ほか2支所が締結した契約書記載の補償区域  
補償区域

(1) 新居浜市惣開町5番1号の地先 (I 海域)

(2) 新居浜市惣開町5番1号の地先 (II 海域)

(I 海域) 区域 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サス、スセ、セソ、ソタ及びタアの15直線で囲まれた区域

- 基点 A 新居浜市御代島東端防波堤内側の根から西側の護岸沿い800メートルの点  
B 新居浜市西端島西端より南護岸沿い300メートルの点  
C 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北西角  
D 住友共同電力株式会社と号埋立地護岸北角  
E 新居浜市磯浦地先岩鍋川河口右岸端  
F E から東へ護岸線上120メートルの点  
G E から西へ護岸線上590メートルの点  
点 ア 基点 B から318度54分38秒853.398メートルの点  
イ 基点 B から247度5分9秒104.813メートルの点  
ウ 基点 C を基準とし、基点 D より内角171度10分距離372メートルの点  
エ 基点 C を基準とし、基点 D より内角164度

- 距離 201.2メートルの点
- オ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 110 度  
10 分 距離 547メートルの点
- カ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 91 度  
距離 513.8メートルの点
- キ 基点 C を基準とし、基点 D より内角 92 度  
距離 233.3メートルの点
- ク 基点 C を基準とし、基点 D より内角 64 度  
50 分 距離 258メートルの点
- ケ 基点 F から 3 度 940メートルの点
- コ 基点 E から 359 度 1,095メートルの点
- サ 基点 E から 355 度 2,325メートルの点
- シ 基点 G から 4 度 2,385メートルの点
- ス サシを結ぶ直線上のシからサへ 7.83メー  
トルの点
- セ サシを結ぶ線に垂直でスより北側へ 7.8メ  
ートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ 7.8メ  
ートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから 243メー  
トルの点

(Ⅱ 海域) 区域アタ、タト、トナ、ナツ、ツテ及びテ  
アの 6 直線で囲まれた区域

- ア 基点 B から 318 度 54 分 38 秒 853.398メー  
トルの点
- サ 基点 E から 355 度 2,325メートルの点
- シ 基点 G から 4 度 2,385メートルの点
- ソ サシを結ぶ線に垂直でシより北側へ 7.8メ  
ートルの点
- タ シソを結ぶ直線延長線上のシから 243メー  
トルの点
- チ 基点 A から 292 度 29 分 8 秒 479.864メー  
トルの点
- ツ 基点 A から 306 度 44 分 43 秒 806.737メー  
トルの点
- テ 基点 B から 320 度 11 分 45 秒 1,047.264メー  
トルの点
- ト シソを結ぶ直線延長線上のシから 425メー  
トルの点

ナ チツを結ぶ直線延長線上のチから598メートルの点

ウ 漁業の種類

第2種共同漁業（雑魚小型定置漁業、雑魚建網漁業、雑魚建干網漁業及び雑魚張切網漁業）

エ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

オ 関係地区

新居浜市新居浜地区並びに西条市西条地区、ひうち地区及び禎瑞地区

燈共第30号	愛媛県漁業協同組合	新居浜市及び西条市地先	別紙のとおり		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚張切網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	新居浜市新居浜地区並びに西条市西条地区、ひうち地区及び嶺端地区
燈共第31号	愛媛県漁業協同組合	西条市地先	Aア、アイ及びイFの3直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、仏崎埋立免許区域、昭和45年11月30日付けで愛媛県と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した「東予港東港地区における港湾整備事業及び土地造成事業の実施に伴う漁業の損失補償に関する契約」記載の補償区域、昭和49年12月30日付けで西条市と西条漁業協同組合ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の補償区域、昭和59年6月2日付けで西条市と新居浜漁業協同組合ほか4組合が締結した漁業補償契約書記載の区域、平成25年7月26日付けで愛媛県と西条市ひうち漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域及び平成25年7月30日付けで愛媛県と西条市漁業協同組合が締結した漁業補償契約書記載の区域並びにBCを結んだ直線及びDEを結んだ直線以南の区域を除く。 基点 A 西条市と新居浜市との境界の標識 B 西条市古川加茂川右岸標識1号 C 西条市嶺端加茂川左岸標識2号 D 西条市嶺端八幡中山川右岸標識3号 E 西条市氷見甲中山川左岸標識4号 F 西条市氷見と同市今在家との最大高潮時海岸線における境界の標識 点 ア Aから今治市宮窪町砥島東端見通し3,000メートルの点 イ Fから今治市宮窪町砥島中央見通し1,800メートルの点		第1種共同漁業	あおき漁業 あおりの漁業 あさりの漁業 あごのり漁業 あさり漁業 あわび漁業 ばかがい漁業 まてがい漁業 はまぐり漁業 あかがい漁業 おおのがい漁業 つめたがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 かき漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業	あおき漁業 1月1日から12月31日まで あおりの漁業 〃 あさりの漁業 〃 あごのり漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで まてがい漁業 1月1日から12月31日まで はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで あかがい漁業 1月1日から12月31日まで おおのがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 かき漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市西条地区、ひうち地区及び嶺端地区
燈共第32号	愛媛県漁業協同組合	西条市地先	点Aを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 西条市西ひうち(2号地)専用護岸東端の海上保安部水路測量標から護岸沿い西へ500メートルの標識 点 ア Aから今治市小平市島東端見通し1,200メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市西条地区、ひうち地区及び嶺端地区
燈共第33号	愛媛県漁業協同組合	西条市壬生川地先	AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川港西防波堤(1号突堤)西側付根 B 西条市壬生川港西防波堤(2号突堤)東端西側 C 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから315度60メートルの点 イ Aから45度900メートルの点 ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点		第1種共同漁業	あおりの漁業 あおき漁業 かき漁業 あさりの漁業 まてがい漁業 おおのがい漁業 つめたがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業	あおりの漁業 1月1日から12月31日まで あおき漁業 〃 かき漁業 〃 あさりの漁業 〃 まてがい漁業 〃 おおのがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 あかがい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区
燈共第34号	愛媛県漁業協同組合	西条市壬生川地先	AB、Bア、アイ、イウ及びウCの5直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西条市壬生川港西防波堤(1号突堤)西側付根 B 西条市壬生川港西防波堤(2号突堤)東端西側 C 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから315度60メートルの点 イ Aから45度900メートルの点 ウ Cから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点		第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚張切網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区及び吉井地区
燈共第35号	愛媛県漁業協同組合	西条市河原津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びウカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。 基点 A 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界 B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界 C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側 D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側 点 ア Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点 イ Bから香川県伊吹島中央見通し1,500メートルの点 ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点 エ Cから護岸沿い北に315メートルの点 オ Dから護岸沿い南に100メートルの点 カ Dから護岸沿い南に435メートルの点		第1種共同漁業	あおりの漁業 あおき漁業 かき漁業 あさりの漁業 まてがい漁業 おおのがい漁業 つめたがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 あかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 ばかがい漁業 はまぐり漁業	あおりの漁業 1月1日から12月31日まで あおき漁業 〃 かき漁業 〃 あさりの漁業 〃 まてがい漁業 〃 おおのがい漁業 〃 つめたがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 あかがい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市壬生川地区、河原津地区及び吉井地区

燧共第36号	愛媛県漁業協同組合	西条市河原津地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ウエ及びオカ間の護岸から17.1メートルの区域を除く。 基点 A 西条市壬生川と同市河原津との最大高潮時海岸線における境界 B 西条市と今治市との最大高潮時海岸線における境界 C 西条市河原津漁港北防波堤付根北側 D 西条市河原津漁港南防波堤付根南側 点 Aから香川県伊吹島中央見通し2,000メートルの点 イ Bから香川県伊吹島中央見通し500メートルの点 ウ Cから護岸沿い北に100メートルの点 エ Cから護岸沿い北に315メートルの点 オ Dから護岸沿い南に100メートルの点 カ Dから護岸沿い南に435メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市河原津地区及び吉井地区	
燧共第37号	愛媛県漁業協同組合	西条市河原津地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 西条市三芳永納山頂から四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し線と最大高潮時海岸線との交点 点 ア Aから四国電力株式会社西条火力発電所東端見通し140メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西条市河原津地区及び吉井地区	
燧共第38号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井地先	Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域 基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市桜井メバル磯		第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 あさり漁業 ほかがい漁業 みるくい漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 あさり漁業 〃 ほかがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市桜井地区	西条市河原津地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。
燧共第39号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井地先	Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから同島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域 基点 A 今治市と西条市との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市桜井メバル磯		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市桜井地区及び西条市河原津地区	
燧共第40号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井及び古国分地先	Aから香川県伊吹島中央見通し線とBから今治市比岐島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域 基点 A 今治市桜井メバル磯 B 今治市桜井暗古樋の石柱		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 かき漁業 あさり業業 ほかがい漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 〃 あさり業業 〃 ほかがい漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃 雑魚建網漁業 〃 雑魚建干網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市桜井地区	
燧共第41号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井白壁岩地先	今治市桜井白壁岩の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 さざえ業業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 さざえ業業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚小型定置漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市桜井地区	

燈共第42号	愛媛県漁業協同組合	今治市平市島地先	今治市平市島及び小平市島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " わかめ漁業 " かき漁業 " さざえ漁業 " たいらぎ漁業 " みるくい漁業 " たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " しゃこ漁業 " 雑魚小型定置漁業 " 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市板井地区	
燈共第43号	愛媛県漁業協同組合	今治市あしか磯地先	今治市小比岐島沖あしか磯を中心として半径500メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 あかがい漁業 あさり漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 みるくい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	ひじき漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 " いぎす漁業 " あらめ漁業 " くろめ漁業 " あかがい漁業 " あさり漁業 " かき漁業 " たいらぎ漁業 " とりがい漁業 " ばかがい漁業 " みるくい漁業 " さざえ漁業 " あわび漁業 " たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " 雑魚建網漁業 " 雑魚小型定置漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市今治地区	
燈共第44号	愛媛県漁業協同組合	今治市比岐島地先	今治市比岐島、小比岐島及びバチ島の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 あかがい漁業 あさり漁業 かき漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 みるくい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " わかめ漁業 " いぎす漁業 " あらめ漁業 " くろめ漁業 " あかがい漁業 " あさり漁業 " かき漁業 " たいらぎ漁業 " とりがい漁業 " ばかがい漁業 " みるくい漁業 " さざえ漁業 " あわび漁業 " たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " しゃこ漁業 " 雑魚建網漁業 " 雑魚小型定置漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市今治地区	

燧共第45号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先	Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイの2直線及びビから51度の線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域 基点 A 今治市桜井暗古種の石柱 B 今治市島生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界 C Bから147度873メートルの点（富田海岸パラベットの標識） 点 A Cから51度332メートルの点 イ Aから141度4メートルの点		第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 あかがい漁業 あわび漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 かき漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 うに漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 わかめ漁業 〃 いぎす漁業 〃 あかがい漁業 〃 あわび漁業 〃 さざえ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 とりがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 ばかがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 うに漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市今治地区及び桜井地区
燧共第46号	愛媛県漁業協同組合	今治市桜井、古国分、東村及び喜田村地先	Aから今治市比岐島西端見通し線とCア、アイ、イウ、ウエ及びビカの5直線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域 基点 A 今治市桜井暗古種の石柱 B 今治市島生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界 C Bから147度873メートルの点（富田海岸パラベットの標識） 点 A Cから51度332メートルの点 イ Aから141度4メートルの点 ウ イから51度313メートルの点 エ オから148度30分123メートルの点 オ Bから今治市宮窪町四坂島美濃島西端見通し線700メートルの点 カ イウの延長線上最大高潮時海岸線から700メートルの点		第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業 雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市今治地区及び桜井地区
燧共第47号	愛媛県漁業協同組合	今治市地先	Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートルの区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。 基点 A 今治市島生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市新大田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下） C 今治市今治港東防波堤突端西角 D 今治市今治港北防波堤北側付根北東角 E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点 点 A Eから48度90メートルの点 イ アから138度40メートルの点 ウ イから127度393メートルの点 エ ウから103度165メートルの点 オ エから145度107メートルの点 カ オから51度200メートルの点 キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端 ク カから130度350メートルの点 ケ クから161度410メートルの点 コ ケから261度59メートルの点 サ コから167度750メートルの点 シ Aから20度236メートルの点		第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 あらめ漁業 くろめ漁業 さざえ漁業 あさり漁業 ばかがい漁業 あわび漁業 たいらぎ漁業 あかがい漁業 かき漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 わかめ漁業 〃 いぎす漁業 〃 あらめ漁業 〃 くろめ漁業 〃 さざえ漁業 〃 あさり漁業 〃 ばかがい漁業 〃 あわび漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 あかがい漁業 〃 かき漁業 〃 とりがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市今治地区
燧共第48号	愛媛県漁業協同組合	今治市地先	Aから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とBから同市吉海町長瀬鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Eア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサAの12直線と最大高潮時海岸線との間の区域、CDを結んだ直線と最大高潮時海岸線との間の区域及びAから今治市宮窪町美濃島西端見通し線とシから60度見通し線の間を除く。 基点 A 今治市島生と同市喜田村との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市新大田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下） C 今治市今治港東防波堤突端西角 D 今治市今治港北防波堤中央突端 E 今治市天保山2丁目1番地1協和飼料棧橋南側から護岸沿い南に50メートルの点 点 A Eから48度90メートルの点 イ アから138度40メートルの点 ウ イから127度393メートルの点 エ ウから103度165メートルの点 オ エから145度107メートルの点 カ オから51度200メートルの点 キ 今治市新港湾蔵敷防波堤北端 ク カから130度350メートルの点 ケ クから161度410メートルの点 コ ケから261度59メートルの点 サ コから167度750メートルの点 シ Aから20度236メートルの点		第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚建干網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市今治地区

燧共第49号	愛媛県漁業協同組合	今治市大浜地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオDの6直線とAD間の最大高潮時海岸線とに囲まれた区域。ただし、カキ、キク、クケ及びケカの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで、本州四国連絡橋公団と満浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）及びオDと今治造船1号船渠と2号岸壁に囲まれた区域を除き、且つ、たこ漁業及び雑魚建網漁業については、今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ線以内の港内を除く。</p> <p>基点 A 今治市大新田町1丁目3番地60地内の石柱（旧高松下） B 今治市大浜指手鼻 C 今治市大浜水晶鼻 D 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界 E 今治市砂場町地先海士瀬灯台灯標</p> <p>点 Aから今治市吉海町長瀬鼻見通し700メートルの点 Bから今治市馬島州の崎見通し400メートルの点 ウ Bから今治市小島東端見通し350メートルの点 エ Cから今治市来島東端見通し180メートルの点 オ Dから今治市関前大下島西端見通し270メートルの点 カ Eから325度20分205メートルの点 キ カから245度39メートルの点 ク キから335度79メートルの点 ケ ケから65度39メートルの点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業) あおさ漁業 あじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 まてがい漁業 あわび漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業</p>	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 〃 あさり漁業 〃 さざえ漁業 〃 いがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 あわび漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市大浜地区	
燧共第50号	愛媛県漁業協同組合	今治市波止浜及び同市小島地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キエ及びEFの9直線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、たこ漁業及び雑魚建網漁業については今治市小浦防波堤突端と同市波止浜と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界とを結んだ直線以内の区域を除く。</p> <p>基点 A 今治市小浦町と同市波止浜との最大高潮時海岸線における境界 B 今治市大浜近見水晶鼻 C 今治市大浜近見指手鼻 D 今治市馬島洲ノ崎 E 今治市小島の北方白石ノ磯（白岩） F 今治市波方町勤仙鼻</p> <p>点 Aから今治市関前大下島西端見通し270メートルの点 イ Bから今治市来島東端見通し180メートルの点 ウ Cから今治市小島東端見通し350メートルの点 エ Dから257度500メートルの点 オ Dから今治市大三島町日向泊見通し400メートルの点 カ Dから今治市大三島町日向泊見通し1,800メートルの点 キ Eから今治市吉海町津島灯台見通し1,600メートルの点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業) あおさ漁業 あじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 まてがい漁業 あわび漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業</p>	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 〃 あさり漁業 〃 さざえ漁業 〃 いがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 あわび漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区	
燧共第51号	愛媛県漁業協同組合	今治市小島地先	今治市小島二ツ岩灯台を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区	
燧共第52号	愛媛県漁業協同組合	今治市小島地先	今治市小島ビラ首の標識を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区	
燧共第53号	愛媛県漁業協同組合	今治市小島地先	今治市小島高谷イカリノ鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区	
燧共第54号	愛媛県漁業協同組合	今治市小島地先	今治市小島木ノ谷鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区	
燧共第55号	愛媛県漁業協同組合	今治市小島地先	今治市小島東島尻鼻から今治市吉海町大突間島アカサキ鼻見通し250メートルの点を中心として半径150メートル以内の区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区	
燧共第56号	愛媛県漁業協同組合	今治市小島北方地先	<p>点アを中心として半径150メートル以内の区域</p> <p>基点 A 今治市小島西島尻鼻 点 ア Aから今治市波方町白石ノ磯（白岩）見通し550メートルの点</p>	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区及び大浜地区	

総共第57号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町地先	Aから今治市小島北方白石の磯(白岩)見通し線とBから広島県畜島北東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Cア及びアDの2直線と波方港北防波堤以内の区域、Eイ、ウエ及びエオの4直線以内の区域及びFカ、キ、ク、ケ、コ、サ及びサシの7直線以内の区域を除く。 基点 A 今治市波方町動仙鼻 B 今治市波方町錨掛鼻 C 今治市波方町波方甲2264番地38東角標識(宮の下物揚場) D 今治市波方町波方甲2622番地17の東角から波方港北防波堤突端の方向へ防波堤に沿って139メートルの標識 E 今治市波方町宮崎宇番所乙330番地1の標識(北緯34度07分16秒、東経132度57分33秒) F 今治市波方町波方甲1614番地3の標識(北緯34度07分16秒、東経132度57分33秒) 点 A Cから20度155メートルの点 イ Eから0度146メートルの点 ウ イから259度123メートルの点 エ ウから273度1,251メートルの点 オ エから197度259メートルの点(今治市波方町宮崎宇番所乙206番地の標識) カ Fから32度55メートルの点 キ カから122度80メートルの点 ク キから32度70メートルの点 ケ ケから122度90メートルの点 コ コから32度35メートルの点 サ サから122度252メートルの点 シ サから186度173メートルの点(今治市波方町波方甲1609番地12地先の標識)	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 さざえ漁業 あさり漁業 いがい漁業 まてがい漁業 あわび漁業 かき漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおき漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 さざえ漁業 あさり漁業 いがい漁業 まてがい漁業 あわび漁業 かき漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市波方町	
総共第58号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町地先	AB、Bア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオGの7直線とAG間の最大高潮時海岸線から500メートルの線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町動仙鼻 B 今治市小島北方白石ノ磯(白岩) C 今治市吉海町津島灯台 D 今治市波方町江戸廻岩 E 今治市波方町森上鼻 F 今治市波方町ナブ鼻 G 今治市波方町錨掛鼻 点 A BからC見通し1,600メートルの点 イ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とDから今治市大三島町三ツ子島見通し線との交点 ウ Cから広島県大崎下島沖友上鼻見通し線とFから今治市関前大下島アゴノ鼻見通し線との交点 エ Eから広島県畜島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点 オ Gから広島県畜島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島島頂見通し線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市波方町及び来島地区	
総共第59号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町弘法の泉地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 今治市波方町波方字水先甲2844番地1地先の弘法の泉 点 ア Aから今治市吉海町津島南端見通し220メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区及び波方町小部地区	今治地区、大浜地区、関前地区及び満浦地区(馬島を含む)において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。
総共第60号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町大角鼻地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 今治市波方町大角鼻 点 ア Aから今治市吉海町津島久志ノ鼻見通し1,100メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区及び波方町小部地区	今治地区、大浜地区、関前地区及び満浦地区(馬島を含む)において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。
総共第61号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町大角鼻地先	点アを中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市波方町大角鼻 点 ア Aから今治市吉海町津島ノ瀬鼻見通し90メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市来島地区及び波方町小部地区	今治地区、大浜地区、関前地区及び満浦地区(馬島を含む)において組合員行使権を有する者が流釣漁業を営むことを拒んではならない。

寝共第62号	愛媛県漁業協同組合	今治市波方町地先	<p>Ａア、アイ、イウ及びビウの4直線とＡＢ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点  A 今治市波方町錨掛鼻  B 今治市波方町と同市大西町との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>点  ア Aから広島県倉島北東端見通し線と今治市関前観音崎から同市大西町怪島山頂見通し線との交点  イ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し1,000メートルの点  ウ Aから今治市大西町八幡山山頂見通し線とBから松山市小安居島北端見通し線との交点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)  あおさ漁業  ひじき漁業  てんぐさ漁業  わかめ漁業  いぎす漁業  かき漁業  あさり漁業  いがい漁業  たいらぎ漁業  さざえ漁業  あわび漁業  みるくい漁業  えむし漁業  うに漁業  たこ漁業  なまこ漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業  雑魚小型定置漁業  雑魚建干網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  ひじき漁業 "  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  わかめ漁業 1月1日から12月31日まで  いぎす漁業 "  かき漁業 "  あさり漁業 "  いがい漁業 "  たいらぎ漁業 "  さざえ漁業 "  あわび漁業 "  みるくい漁業 "  えむし漁業 "  うに漁業 "  たこ漁業 "  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで  雑魚小型定置漁業 "  雑魚建干網漁業 "</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市波方町小部地区	
寝共第63号	愛媛県漁業協同組合	今治市大西町地先	<p>Ａア、アD、Ｂイ及びビCの4直線とＡＢ及びCD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点  A 今治市大西町と同市波方町との最大高潮時海岸線における境界  B 今治市大西町花木島西端  C 今治市大西町諏訪鼻北端  D 今治市大西町八幡山頂上</p> <p>点  ア Aから松山市小安居島北端見通し線とDから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点  イ Bから今治市大西町怪島北端見通し線とCから今治市波方町錨掛鼻南端見通し線との交点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)  あおさ漁業  いぎす漁業  ひじき漁業  てんぐさ漁業  わかめ漁業  さざえ漁業  かき漁業  あさり漁業  いがい漁業  たいらぎ漁業  あわび漁業  みるくい漁業  たこ漁業  なまこ漁業  うに漁業  えむし漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業  雑魚小型定置漁業  雑魚建干網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  いぎす漁業 "  ひじき漁業 "  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  わかめ漁業 1月1日から12月31日まで  さざえ漁業 "  かき漁業 "  あさり漁業 "  いがい漁業 "  たいらぎ漁業 "  あわび漁業 "  みるくい漁業 "  たこ漁業 "  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  うに漁業 1月1日から12月31日まで  えむし漁業 "  雑魚建網漁業 "  雑魚小型定置漁業 "  雑魚建干網漁業 "</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市波方町小部地区及び同市大西町	今治市大西町諏訪鼻北端から今治市波方町錨掛鼻南端見通し線と今治市大西町八幡山頂上から今治市波方町錨掛鼻南端見通し線の間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域については、今治市菊間町亀岡地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。
寝共第64号	愛媛県漁業協同組合	今治市菊間町地先	<p>Ａから今治市波方町錨掛鼻見通し線とBから松山市白石（二ツ石）西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から2,000メートル以内の区域</p> <p>基点  A 今治市大西町別府八幡山頂上  B 今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界（千羽ヶ岳鼻）</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)  あおさ漁業  あおさ漁業  ひじき漁業  わかめ漁業  いぎす漁業  さざえ漁業  かき漁業  あさり漁業  またがし漁業  たいらぎ漁業  あわび漁業  みるくい漁業  たこ漁業  なまこ漁業  うに漁業  えむし漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業  雑魚建干網漁業  雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  ひじき漁業 "  わかめ漁業 "  いぎす漁業 "  さざえ漁業 "  かき漁業 "  あさり漁業 "  またがし漁業 "  たいらぎ漁業 "  あわび漁業 "  みるくい漁業 "  たこ漁業 "  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  うに漁業 1月1日から12月31日まで  えむし漁業 "  雑魚建網漁業 "  雑魚建干網漁業 "  雑魚小型定置漁業 "</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市菊間町	今治市菊間町八幡山から海岸線沿い東1,300メートルの点（旧菊間町と旧亀岡村との最大高潮時海岸線における境界）から広島県倉島北端見通し線以東の区域については、今治市波方町小部地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。
寝共第65号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島江ノ島地先	越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から350メートル以内の区域	第1種共同漁業	<p>あおさ漁業  ひじき漁業  てんぐさ漁業  わかめ漁業  いぎす漁業  かき漁業  あさり漁業  あかがい漁業  さざえ漁業  あわび漁業  みるくい漁業  たこ漁業  なまこ漁業  うに漁業  えむし漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  ひじき漁業 "  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  わかめ漁業 1月1日から12月31日まで  いぎす漁業 "  かき漁業 "  あさり漁業 "  あかがい漁業 "  さざえ漁業 "  あわび漁業 "  みるくい漁業 "  たこ漁業 "  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  うに漁業 1月1日から12月31日まで  えむし漁業 "</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島	
寝共第66号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島江ノ島地先	越智郡上島町魚島江ノ島（吉田磯を含む）の最大高潮時海岸線から1,200メートル以内の区域	第2種共同漁業	<p>雑魚小型定置漁業  雑魚建網漁業</p>	<p>1月1日から12月31日まで</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島	

燈共第67号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島地先	越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域		第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 あかがい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あかがい漁業 〃 さざえ漁業 〃 あわび漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第68号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島地先	越智郡上島町魚島及び瓢箪島の最大高潮時海岸線から1,600メートル以内の区域		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第69号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島高井神島地先	越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から350メートル以内の区域		第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 あかがい漁業 さざえ漁業 あわび漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あかがい漁業 〃 さざえ漁業 〃 あわび漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第70号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島高井神島地先	越智郡上島町魚島高井神島の最大高潮時海岸線から1,200メートル以内の区域		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第71号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯南方地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島吉田磯中央 点 ア Aから181度30分1,600メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第72号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島依崎北方地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町魚島依崎 点 ア Aから2度1,600メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第73号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島高井神島東方地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町魚島勢賀井ジャコ干大岩 点 ア Aから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,800メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第74号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島北部地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻 B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻 点 ア Aから8度3,100メートルの点 イ Aから8度3,700メートルの点 ウ Aから25度4,150メートルの点 エ Bから13度4,500メートルの点 オ Bから13度3,900メートルの点 カ Aから25度3,500メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	3月1日から6月30日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第75号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島江ノ島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島江ノ島ヤケノ鼻 B 越智郡上島町魚島江ノ島大崎鼻 点 ア Aから181度2,900メートルの点 イ Aから181度3,600メートルの点 ウ Bから204度4,200メートルの点 エ Bから204度3,500メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第76号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島南部地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻 B 越智郡上島町魚島桜田洲鼻 点 ア Aから207度3,900メートルの点 イ Aから207度4,600メートルの点 ウ Bから175度3,900メートルの点 エ Bから175度3,200メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島
燈共第77号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町魚島高井神島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町魚島笠松鼻 B 越智郡上島町魚島高井神島宿ノ鼻 点 ア Aから215度3,900メートルの点 イ Aから215度4,600メートルの点 ウ Bから185度4,600メートルの点 エ Bから185度4,000メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町魚島

総共第78号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町豊島地先	越智郡上島町豊島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いぎす漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 かき漁業 あさり漁業 まてがい漁業 あかがい漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 〃 ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 〃 あさり漁業 〃 まてがい漁業 〃 あかがい漁業 〃 さざえ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 いがい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
総共第79号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町豊島黒磯地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町豊島黒磯北端 点 ア Aから337度30分170メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
総共第80号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町豊島臼ノ鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町豊島臼ノ鼻 点 ア Aから149度250メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
総共第81号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻 点 ア Aから46度1,850メートルの点 イ Aから67度3,600メートルの点 ウ Aから80度3,300メートルの点 エ Aから80度1,800メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
総共第82号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町豊島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びビアの6直線によって囲まれた区域 基点 A 越智郡上島町豊島小島ノ鼻 点 ア Aから338度2,920メートルの点 イ Aから51.5度4,850メートルの点 ウ Aから57度4,640メートルの点 エ Aから61.5度5,320メートルの点 オ Aから67度5,200メートルの点 カ Aから319度2,130メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
総共第83号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町百貫島地先	越智郡上島町百貫島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いぎす漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 かき漁業 あさり漁業 まてがい漁業 あかがい漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みるくい漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 〃 ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 〃 あさり漁業 〃 まてがい漁業 〃 あかがい漁業 〃 さざえ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 みるくい漁業 〃 いがい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
総共第84号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町百貫島地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 越智郡上島町百貫島灯台北下石垣中央 点 ア Aから310度300メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	

燧共第85号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町百貫島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアの6直線によって囲まれた区域。ただし、燧共第83号漁業種漁場区域を除く。 基点 点 A 越智郡上島町百貫島東端 点 ア Aから50度1,000メートルの点 イ Aから70度2,550メートルの点 ウ Aから89度3,850メートルの点 エ Aから118度5,200メートルの点 オ Aから126度4,700メートルの点 カ Aから137度2,100メートルの点		第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第86号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島及び佐島地先	アからシまでの点を順次結んだ11直線及びA1間の越智郡上島町弓削島及び同町佐島の東南側最大高潮時海岸線から1,500メートルの線と同町弓削島及び同町佐島の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻 点 B 越智郡上島町弓削島石風呂ノ鼻 点 C 越智郡上島町弓削島宮ノ鼻 点 D 越智郡上島町弓削島大櫛田護岸北角 点 E 越智郡上島町弓削島伊勢ヶ鼻 点 F 越智郡上島町佐島杵頭鼻 点 G 越智郡上島町佐島宮下鼻 点 H 越智郡上島町佐島藤尾鼻 点 I 越智郡上島町佐島崎崎 点 ア Aから広島県当木島島頂見通し1,500メートルの点 点 イ Bから広島県因島地蔵鼻(御ヶ崎)見通し線の中央点 点 ウ Cから広島県因島小用の鼻見通し線の中央点 点 エ Dから広島県因島宇崎見通し線の中央点 点 オ Eから広島県因島鯉の鼻見通し線の中央点 点 カ Eから越智郡上島町蔵島東北端見通し線の中央点 点 キ Eから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点 点 ク Fから越智郡上島町生名島高松鼻見通し線の中央点 点 ケ Gから越智郡上島町生名島種浦鼻見通し線の中央点 点 コ Gから越智郡上島町赤穂根島法師崎見通し1,000メートルの点 点 サ Hから越智郡上島町赤穂根島法師鼻崎見通し線の中央点 点 シ Iから今治市宮窪町戸代鼻見通し1,500メートルの点		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あかがい漁業 あかがい漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 みらくい漁業 みらくい漁業 いがい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 うに漁業 うに漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 " いぎす漁業 " ひじき漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 " かき漁業 " あさり漁業 " あさり漁業 " あかがい漁業 " あかがい漁業 " あかがい漁業 " さざえ漁業 " たいらぎ漁業 " みらくい漁業 " みらくい漁業 " いがい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 " うに漁業 " たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " えむし漁業 " しゃこ漁業 " 雑魚小型定置漁業 " 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第87号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島馬立ノ鼻 点 ア Aから345度250メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第88号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島京ノ小島地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島京ノ小島島頂 点 ア Aから6度250メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第89号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島鎌田地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島鎌田長磯ノ鼻 点 ア Aから132度1,380メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第90号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町佐島長磯ノ鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町佐島長磯ノ鼻 点 ア Aから111度1,330メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第91号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島楡田地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島楡田鼻 点 ア Aから144度250メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第92号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島松ヶ鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島松ヶ鼻 点 ア Aから64度250メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	
燧共第93号	愛媛県漁業協同組合	越智郡上島町弓削島大谷鼻地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 点 A 越智郡上島町弓削島大谷鼻 点 ア Aから171度250メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	越智郡上島町弓削	



<p>総共第100号</p>	<p>愛媛県漁業協同組合</p>	<p>今治市伯方町地先</p>	<p>アからネまでの点を順次結んだ23直線及びネアの直線と今治市伯方町の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域          基点 A 今治市伯方町木浦と同町北浦との最大高潮時海岸線における境界          B 今治市伯方町街頭鼻          C 今治市伯方町金ヶ崎          D 今治市伯方町波戸名鼻          E 今治市伯方町二ツ岩          F 今治市伯方町入道鼻          G 今治市伯方町梅ヶ鼻          H 今治市伯方町矢崎鼻          I 今治市伯方町船折鼻          J 今治市伯方町びきの鼻          K 今治市宮窪町見近島東南端          L 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界          M 今治市上浦町蛇ヶ鼻          N 今治市伯方町三ツ子島島頂          O 今治市伯方町ほうき谷鼻          P 今治市伯方町地藏鼻          Q 今治市伯方町みすしり鼻          R 今治市上浦町古城島島頂          S 今治市伯方町大長崎鼻          T 今治市伯方町北浦地鼻          U 今治市伯方町トウヒョウ鼻          点 Aから越智郡上島町岩城岩城島菰隠鼻見通し2,000メートルの点          Bから越智郡上島町岩城津波島西端見通し線の中央点          Cから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し550メートルの点          Dから越智郡上島町魚島高井神島金弦鼻見通し1,000メートルの点          Eから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点          Fから今治市宮窪町戸代鼻見通し線の中央点          Gから今治市宮窪町戸代部落下ノ鼻見通し650メートルの点          Hから今治市宮窪町鶴島唐崎見通し500メートルの点          Iから今治市宮窪町鶴島唐崎見通し200メートルの点          Jから今治市宮窪町鶴島甲の鼻見通し線の中央点          Kから今治市宮窪町能島西端見通し400メートルの点          Lから今治市伯方町鶏小島西端見通し延長300メートルの点          Mから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し線の中央点          Nから今治市宮窪町見近島西端見通し線の中央点          Oから354度の線上対岸との中央点          Pから348度の線上対岸との中央点          Qから229度の線上対岸との中央点          Rから264度の線上対岸との中央点          SからS見通し線の中央点          TからS見通し363メートルの点          UからT見通し線との中央点          VからT見通し線との中央点          WからT見通し線との中央点          XからT見通し線との中央点          YからT見通し線との中央点          ZからT見通し線との中央点          アからネまでの点を順次結んだ23直線及びネアの直線と今治市伯方町の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業)          あおさ漁業          あおさ漁業          ひじき漁業          わかめ漁業          わかめ漁業          てんぐさ漁業          いぎす漁業          さざえ漁業          かき漁業          あさり漁業          いがい漁業          まてがい漁業          はまぐり漁業          あかがい漁業          あかがい漁業          たいらぎ漁業          とこぶし漁業          あわび漁業          あわび漁業          たこ漁業          なまこ漁業          なまこ漁業          うに漁業          えむし漁業          えむし漁業          しやこ漁業          しやこ漁業          雑魚小型定置漁業          雑魚建網漁業          雑魚建網漁業          雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで          ひじき漁業 〃          わかめ漁業 〃          わかめ漁業 〃          てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで          いぎす漁業 1月1日から12月31日まで          さざえ漁業 〃          かき漁業 〃          あさり漁業 〃          いがい漁業 〃          まてがい漁業 〃          はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで          あかがい漁業 1月1日から12月31日まで          あかがい漁業 〃          たいらぎ漁業 〃          とこぶし漁業 〃          あわび漁業 1月1日から10月31日まで          あわび漁業 1月1日から12月31日まで          たこ漁業 6月1日から翌3月31日まで          なまこ漁業 1月1日から12月31日まで          うに漁業 〃          えむし漁業 〃          えむし漁業 〃          しやこ漁業 〃          しやこ漁業 〃          雑魚小型定置漁業 〃          雑魚建網漁業 〃</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>今治市伯方町</p>	
<p>総共第101号</p>	<p>愛媛県漁業協同組合</p>	<p>今治市宮窪町四阪島地先</p>	<p>今治市宮窪町四阪島の梶島、鼠島、美濃島及び明神島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業)          ひじき漁業          あかもく漁業          あかもく漁業          ほんだわら漁業          かき漁業          あわび漁業          あわび漁業          いがい漁業          うに漁業          えむし漁業          さざえ漁業          たいらぎ漁業          たこ漁業          とりがい漁業          とりがい漁業          なまこ漁業          なまこ漁業          みらくい漁業          むろくい漁業          むろくい漁業          雑魚建網漁業          雑魚建網漁業          雑魚小型定置漁業</p>	<p>ひじき漁業 1月1日から12月31日まで          あかもく漁業 〃          あかもく漁業 〃          ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで          かき漁業 1月1日から12月31日まで          あわび漁業 1月1日から10月31日まで          あわび漁業 1月1日から12月31日まで          いがい漁業 〃          うに漁業 〃          えむし漁業 〃          さざえ漁業 〃          たいらぎ漁業 〃          たこ漁業 〃          とりがい漁業 〃          とりがい漁業 〃          なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで          なまこ漁業 1月1日から12月31日まで          みらくい漁業 〃          むろくい漁業 〃          むろくい漁業 〃          雑魚建網漁業 〃          雑魚建網漁業 〃          雑魚小型定置漁業 〃</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>今治市宮窪町</p>	<p>今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んではならない。</p>

総共第102号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町四阪島 バンダイ磯地先	今治市宮窪町四阪島バンダイ磯の中心から半径200メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) ひじき漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かき漁業 あわび漁業 いがい漁業 うに漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 とりがいの漁業 なまこ漁業 みるくい漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	ひじき漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 とりがいの漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで みるくい漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市宮窪町
総共第103号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町北部地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ、サシ、シス及びスJの14直線及びJス及びKセの2直線間の最大高潮時海岸線から800メートルの線とA、K間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町戸代鼻 B 今治市伯方町波戸名地先沖小島頂(二つ岩) C 今治市伯方町入道鼻 D 今治市伯方町梅ヶ鼻 E 今治市伯方町矢崎鼻 F 今治市伯方町船折鼻 G 今治市伯方町びきの鼻 H 今治市宮窪町見近島東南端 I 今治市伯方町有津と同町叶浦との最大高潮時海岸線における境界 J 今治市宮窪町宮窪と同町余所園との最大高潮時海岸線における境界 K 今治市吉海町田浦と同町宮窪町早川との最大高潮時海岸線における境界 L 今治市宮窪町鶴島崎崎 点 Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点 イ Bから今治市宮窪町四阪島明神島中央見通し800メートルの点 ウ AとCとを結んだ直線の中央点 エ Cから今治市宮窪町戸代部落下の鼻見通し650メートルの点 オ LからD見通し400メートルの点 カ LからE見通し550メートルの点 キ Fから今治市宮窪町鶴島甲の鼻見通し中央点 ク Gから今治市宮窪町能島西端見通し400メートルの点 ケ Gから今治市宮窪町鶴小島能島西端見通し延長300メートルの点 コ Hから今治市伯方町下鼻見通し中央点 サ Iから今治市宮窪町見近島中央の鼻見通し中央点 シ Iから今治市宮窪町見近島西端見通し中央点 ス Jから今治市宮窪町見近島西端見通し延長800メートルの点 セ Kから今治市上浦町青木原川河口見通し800メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) ひじき漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 かき漁業 あおさ漁業 あわび漁業 いがい漁業 いぎす漁業 うに漁業 えむし漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 とりがいの漁業 なまこ漁業 まてがいの漁業 みるくい漁業 わかめ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	ひじき漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 うに漁業 えむし漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 とりがいの漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで まてがいの漁業 1月1日から12月31日まで みるくい漁業 わかめ漁業 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市宮窪町
総共第104号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町友浦地先	Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し線とBから今治市小比岐島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域 基点 A 今治市宮窪町戸代鼻 B 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業	あおさ漁業 あかもく漁業 ほんだわら漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 いぎす漁業 うに漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 とりがいの漁業 なまこ漁業 ひじき漁業 みるくい漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 ほんだわら漁業 11月1日から翌3月31日まで あさり漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 うに漁業 かき漁業 さざえ漁業 たいらぎ漁業 たこ漁業 とりがいの漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで ひじき漁業 1月1日から12月31日まで みるくい漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市宮窪町
総共第105号	愛媛県漁業協同組合	今治市宮窪町友浦地先	Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とA、C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 今治市宮窪町戸代鼻 B 今治市宮窪町大尻鼻 C 今治市宮窪町友浦と同市吉海町との最大高潮時海岸線における境界 点 Aから越智郡上島町魚島高井神島北端見通し1,300メートルの点 イ Bから今治市宮窪町四阪島梶島頂見通し3,000メートルの点 ウ Cから今治市小比岐島東端見通し1,300メートルの点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市宮窪町



燧共第113号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町中渡島 武志島及び馬島地先	今治市馬島、同市吉海町中渡島及び武志島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線によって囲まれた区域、オカ、カキ、キク及びクオの4直線によって囲まれた区域、ケコ、コサ、サシ及びシケの4直線によって囲まれた区域及びセソ、ソタ、タチ、チツ、ツテ、テト及びトナの8直線とナス間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と満浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）を除く。 基点 A 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点 点 B 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点 ア Aから241度40分675メートルの点 イ Aから155度66メートルの点 ウ イから245度49メートルの点 エ ウから335度66メートルの点 オ Aから241度50分845メートルの点 カ オから155度61メートルの点 キ カから245度68メートルの点 ク キから335度61メートルの点 ケ Aから243度20分1,136メートルの点 コ クから155度79メートルの点 コ コから245度39メートルの点 サ サから335度79メートルの点 シ スから244度40分403メートルの点 セ セから155度20メートルの点 ソ ソから245度59メートルの点 タ タから335度87メートルの点 チ チから65度59メートルの点 ツ ツチから155度44メートルの点 テ テツから65度34メートルの点 ト トテから335度20メートルの点 ナ ナトから65度51メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 あわび漁業 あわび漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 // いぎす漁業 // いぎす漁業 // いぎす漁業 // あわび漁業 // あわび漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 // えむし漁業 // 雑魚建網漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	今治市大浜地区において組合員行使権を有する者による海藻類を除く第1種共同漁業及び雑魚建網漁業の行使を拒んではならない。
燧共第114号	愛媛県漁業協同組合	今治市馬島地先	今治市馬島水揚磯の標識を中心として半径150メートルの線とナガセ鼻を中心として半径150メートルの線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	
燧共第115号	愛媛県漁業協同組合	今治市馬島地先	今治市馬島満ノ鼻を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	
燧共第116号	愛媛県漁業協同組合	今治市馬島地先	今治市馬島小浦崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、アイ及びイウの2直線とアウ間の小浦崎を中心とした半径150メートルの弧によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と満浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償区域）を除く。 基点 A 今治市馬島字馬島乙627番地馬島三角点 点 B Aから253度15分449メートルの点 イ Aから66度42メートルの点 ウ イから155度7メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	
燧共第117号	愛媛県漁業協同組合	今治市馬島地先	今治市馬島洲ノ崎を中心として半径150メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	
燧共第118号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町中渡島地先	今治市吉海町中渡島潮流信号所を中心として半径200メートルの線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	
燧共第119号	愛媛県漁業協同組合	今治市吉海町椋名及び津島地先	Aから今治市吉海町津島キクズシの鼻見通し線とBから同町武志島東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域及び同町津島及び同町大突間島の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカキの6直線とアキ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びクケ、ケコ、コサ及びサクの4直線によって囲まれた区域（平成2年7月27日付けで本州四国連絡橋公団と満浦漁業協同組合ほか17組合が締結した漁業補償の区域）を除く。 基点 A 今治市吉海町本庄と同町椋名との最大高潮時海岸線における境界（ハナ崎） 点 B 今治市吉海町椋名1068番地と同町隊間1番地との最大高潮時海岸線における境界 点 C 今治市吉海町椋名ヒナイ鼻三角点 ア Cから86度312メートルの点 イ Aから217度10分59メートルの点 ウ イから138度40分47メートルの点 エ ウから224度40分101メートルの点 オ エから354度30分24メートルの点 カ オから259度20分53メートルの点 キ カから303度26メートルの点 ク Cから216度10分100メートルの点 ケ クから155度56メートルの点 コ クから245度30メートルの点 サ コから335度56メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 あわび漁業 あわび漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 // いぎす漁業 // いぎす漁業 // いぎす漁業 // あわび漁業 // あわび漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 // えむし漁業 // 雑魚建網漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	今治市吉海町満浦地区及び同市馬島	

<p>総共第120号</p>	<p>愛媛県漁業協同組合</p>	<p>今治市吉海町北西部地先</p>	<p>▲ア、イウ、ウエ及びエDの4直線、AB間の最大高潮時海岸線から500メートルの線及びAD間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、オカ、カキ及びクゲの3直線、オケ間の海岸線及び点コを中心とした半径175メートルの弧とによって囲まれた区域、サン、シス及びスセの3直線とサセ間の海岸線とによって囲まれた区域、ソタ、タチ、チツ及びツテの4直線とソテ間の海岸線とによって囲まれた区域、ナニ、ニス、ヌト及びトナの4直線によって囲まれた区域及びネノ、ノハ及びハヒの3直線とネヒ間の海岸線とによって囲まれた区域（平成5年8月6日付けで、愛媛県と漁浦漁業協同組合ほか1組合が締結した吉海港（公共マリーナ）整備事業漁業補償の区域）を除く。</p> <p>基点  A 今治市吉海町田浦と同市宮窪町との最大高潮時海岸線における境界  B 今治市吉海町泊荒戸鼻  C 今治市吉海町本庄シガ鼻  D 今治市吉海町ハナ崎  E 今治市吉海町津倉四等三角点</p> <p>点  ア Aから今治市上浦町青木原川河口見通し500メートルの点  イ Bから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点  ウ Cから今治市吉海町津島タブサの鼻見通し500メートルの点  エ Dから今治市吉海町津島キクズンの鼻見通し500メートルの点  オ Eから131度30分1,020メートルの点  カ Eから131度50分1,033メートルの点  キ Eから116度10分1,220メートルの点  ク Eから106度20分1,020メートルの点  ケ Eから123度50分785メートルの点  コ Eから115度50分1,043メートルの点  ク Eから116度40分653メートルの点  サ Eから116度656メートルの点  ス Eから113度10分579メートルの点  セ Eから114度575メートルの点  ソ Eから106度533メートルの点  タ Eから105度30分548メートルの点  チ Eから99度10分524メートルの点  ツ Eから98度50分475メートルの点  テ Eから100度474メートルの点  ト Eから94度836メートルの点  ナ Eから94度30分830メートルの点  ニ Eから88度20分701メートルの点  ヌ Eから88度708メートルの点  ネ Eから88度30分518メートルの点  ノ Eから80度50分688メートルの点  ハ Eから79度50分682メートルの点  ヒ Eから87度20分512メートルの点</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業)  あおさ漁業  あじき漁業  ひじき漁業  てんぐさ漁業  わかめ漁業  いぎす漁業  さざえ漁業  あさり漁業  まてがい漁業  あわび漁業  いがい漁業  たこ漁業  なまこ漁業  うに漁業  えむし漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業  雑魚建干網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  ひじき漁業 "  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  わかめ漁業 1月1日から12月31日まで  いぎす漁業 "  さざえ漁業 "  あさり漁業 "  まてがい漁業 "  あわび漁業 "  いがい漁業 "  たこ漁業 "  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  うに漁業 1月1日から12月31日まで  えむし漁業 "  雑魚小型定置漁業 "  雑魚建網漁業 "  雑魚建干網漁業 "</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>今治市吉海町漁浦地区、同市馬島及び津倉地区</p>
----------------	------------------	--------------------	---	------------------------	---	---	-------------------------------	-----------	------------------------------

<p>燧共第121号 愛媛県漁業協同組合</p>	<p>今治市上浦町地先</p>	<p>A及びアイの2直線、B-E間の最大高潮時海岸線から909メートルの線、エ-Cの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、C-D間の最大高潮時海岸線、D-Cの直線の西側瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線、キク、クケ、ケコ、コン、シス、スセ、セソ、ソタ、タチ、チツ及びブツNの11直線及びAN間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、テト、トナ、ナニ及びニテの4直線、ヌネ、ネノ及びノハの3直線及びハヌ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（平成4年3月31日付けで、本州四国連絡橋公団と弓削町漁業協同組合他17組合が締結した漁業補償区域）を除く。</p> <p>基点 A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界 B 今治市上浦町島取鼻 C 広島県瓢箪島北端 D 今治市上浦町瓢箪島南端 E 今治市上浦町井ノ口と盛との最大高潮時海岸線における境界 F 今治市上浦町多々羅鼻 G 今治市上浦町旧盛口村と旧瀬戸崎村との最大高潮時海岸線における境界 H 今治市上浦町古城島島頂 I 今治市伯方町みずしり鼻 J 今治市伯方町地蔵鼻 K 今治市伯方町ほうき谷鼻 L 今治市伯方町三ツ子島島頂 M 今治市上浦町瀬戸6743番地2地先護岸の標識(上浦町下坂) N 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界 O 今治市上浦町多々羅三角点</p> <p>点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し727メートルの点 イ Bから0度909メートルの点 ウ 広島県高根島押寄鼻からB見通し3,000メートルの点 エ Cからウ見通し500メートルの点 オ Eから瓢箪島の愛媛県と広島県の境界標識見通し909メートルの点 カ Dからサ見通し500メートルの点 キ とクを結んだ直線と瓢箪島の最大高潮時海岸線から500メートルの線との交点 ク Fから広島県尾道市瀬戸田町旧西生口村と旧南生口村との最大高潮時海岸線における境界見通し700メートルの点 ケ Gから越智郡上島町岩城村新坂鼻見通し1,090メートルの点 コ Hから広島県生口島田高根向井山岬と今治市伯方町北浦地鼻との中央点見通し363メートルの点 サ 広島県生口島田高根五本松鼻から今治市伯方町大長崎見通し1,200メートルの点 シ Hから今治市伯方町大長崎見通し線の中央点 ス Iから264度の線上対岸との中央点 セ Jから229度の線上対岸との中央点 ソ Kから348度の線上対岸との中央点 タ Lから354度の線上対岸との中央点 チ Mから今治市吉海町田浦川路小平寺見通し1,100メートルの点 ツ Nから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し1,450メートルの点 テ Oから73度43分360メートルの点 ト テから346度48分120メートルの点 ナ トから76度48分90メートルの点 ニ ナから166度48分220メートルの点 ヌ Oから328度44分130.8メートルの点 ネ スから76度48分220メートルの点 ノ ネから166度48分90メートルの点 ハ ノから256度48分80メートルの点</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 いざす漁業 かき漁業 あさり漁業 いがい漁業 まてがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 あおさ漁業 たいらぎ漁業 あかがい漁業 うに漁業 とこぶし漁業 あわび漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業</p>	<p>ひじき漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 〃 いぎす漁業 〃 いざす漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 いがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 あかがい漁業 〃 うに漁業 〃 とこぶし漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 〃</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>今治市上浦町</p>	<p>Fク及びブツの2直線の間の区域は愛媛県漁業協同組合宮宿支所において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んでではない。</p>
<p>燧共第122号 愛媛県漁業協同組合</p>	<p>今治市大三島町地先</p>	<p>A、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ、コサ及びサIの12直線とA-I間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における北部境界 B 今治市大三島町肥海松島東端 C 今治市大三島町肥海松島西南端 D 今治市大三島町肥海鏡崎 E 今治市大三島町口総大横島西端 F 今治市大三島町浦戸棚鼻 G 今治市大三島町宗方相島西端 H 今治市大三島町宗方日向泊鼻 I 今治市上浦町と同市大三島町との最大高潮時海岸線における南部境界</p> <p>点 ア Aから広島県大久野島灯台見通し727メートルの点 イ Bから広島県小久野島南端とを結んだ直線の中央点 ウ Cから広島県大崎上島唐島島頂見通し1,000メートルの点 エ Dから広島県大崎上島鯨崎灯台とを結んだ直線の中央点 オ Eから264度500メートルの点 カ Fから広島県大崎上島岩白比灰山見通し線とEから今治市関前大下島なぶち鼻見通し線との交点 キ Gから広島県大崎上島中の鼻見通し線とEから今治市関前大下島なぶち鼻見通し線との交点 ク Gから239度の直線上対岸との中央点 ケ Hから広島県高根島東端見通し線と同県大崎上島中の鼻から今治市来島西端見通し線との交点 コ Hから今治市馬島北端見通し700メートルの点 サ Iから今治市吉海町竹ヶ鼻見通し700メートルの点</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業) ひじき漁業 わかめ漁業 いぎす漁業 いざす漁業 かき漁業 あさり漁業 いがい漁業 まてがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 えむし漁業 あおさ漁業 たいらぎ漁業 あかがい漁業 うに漁業 とこぶし漁業 あわび漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業</p>	<p>ひじき漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 〃 いぎす漁業 〃 いざす漁業 5月1日から10月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 〃 いがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 〃 たいらぎ漁業 〃 あかがい漁業 〃 うに漁業 〃 とこぶし漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 〃</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>今治市大三島町</p>	<p>(1)今治市大三島町野々江坂から日向泊までの区域は同市波方町及び来島地区において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んでではない。 (2)今治市大三島町野々江坂から宗方、浦戸までの区域は同市関前において組合員行使権を有する者による当該漁業権の行使を拒んでではない。</p>



愛媛県 共同漁業権に関する情報一覧

免許番号	漁業権者	漁場の位置	漁場の区域 (漁場の区域を緯度経度表記とそれ以外に従前の基点等を併記した場合は、左に緯度経度、右にそれ以外の表記を記載すること。併記していない場合は左の欄に記載すること)	漁業の種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	団体・個別の別	関係地区	条件
伊共第1号	愛媛県漁業協同組合	松山市安居島地先	松山市安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 いぎす漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 さざえ漁業 いがい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 わかめ漁業 〃 ふのり漁業 〃 いぎす漁業 〃 もずく漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 〃 いがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第2号	愛媛県漁業協同組合	松山市安居島地先	松山市安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第3号	愛媛県漁業協同組合	松山市小安居島地先	松山市小安居島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 いぎす漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 さざえ漁業 いがい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 わかめ漁業 〃 ふのり漁業 〃 いぎす漁業 〃 もずく漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 〃 いがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第4号	愛媛県漁業協同組合	松山市小安居島地先	松山市小安居島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第5号	愛媛県漁業協同組合	松山市安居島地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市安居島大殿鼻 点 ア Aから広島県尾久比島西端見通し1,600メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第6号	愛媛県漁業協同組合	松山市安居島地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市安居島神子ノ鼻 点 ア Aから広島県大崎下島頂見通し1,500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第7号	愛媛県漁業協同組合	松山市安居島地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 松山市安居島漁港棧橋付根の大岩 点 ア Aから松山市小安居島西端見通し625メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第8号	愛媛県漁業協同組合	松山市安居島地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 広島県畜島南端 B 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界（千波山嶺鼻） 点 ア Aから松山市白石（二ツ石）の中央見通し延長線とBから同市小安居島南端見通し延長線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第9号	愛媛県漁業協同組合	松山市小安居島地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市小安居島カンヌの鼻 点 ア Aから今治市波方町鹿取鼻見通し500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	
伊共第10号	愛媛県漁業協同組合	松山市小安居島地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市小安居島カンヌの鼻 点 ア Aから松山市浅海原汐出磯頂見通し800メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市安居島	

伊共第11号	愛媛県漁業協同組合	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先	Aから松山市白石(二ツ石)見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線(松山市鹿島を含む)から500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小島島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びブスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。 基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻) B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界 C 北条港灯台 点 ア Cから180度30分490メートルの点 イ Cから177度30分686メートルの点 ウ Cから172度700メートルの点 エ Cから169度708メートルの点 オ Cから168度508メートルの点 カ Cから173度30分502メートルの点 キ Cから173度30分490メートルの点 ク Cから310度30分732メートルの点 ケ Cから307度760メートルの点 コ Cから303度678メートルの点 サ Cから303度630メートルの点 シ Cから303度30分600メートルの点 ス Cから307度648メートルの点	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 いぎす漁業 もずく漁業 てんぐさ漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 まてがい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " わかめ漁業 " ふのり漁業 " いぎす漁業 " もずく漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " まてがい漁業 " みるくい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山西、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田
伊共第12号	愛媛県漁業協同組合	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、小川、大浦、片山、鹿峰、粟井河原、久保、下難波、北条辻、土手内、河野中須賀、府中、北条、柳原及び和田地先	Aから松山市白石(二ツ石)見通し線とBから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線との間の最大高潮時海岸線(松山市鹿島を含む)から1,500メートル以内の区域、松山市浅海原汐出磯頂を中心として半径300メートル以内の区域及び同市小島島、千霧岩及び寒戸玉理岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域。ただし、ア、イ、ウ、エ、オ、カ及びビの各点を順次結んだ直線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びク、ケ、コ、サ、シ及びブスの各点を順次結んだ直線に囲まれた区域を除く。 基点 A 松山市と今治市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶽鼻) B 松山市小川と同市堀江町との最大高潮時海岸線における境界 C 北条港灯台 点 ア Cから180度30分490メートルの点 イ Cから177度30分686メートルの点 ウ Cから172度700メートルの点 エ Cから169度708メートルの点 オ Cから168度508メートルの点 カ Cから173度30分502メートルの点 キ Cから173度30分490メートルの点 ク Cから310度30分732メートルの点 ケ Cから307度760メートルの点 コ Cから303度678メートルの点 サ Cから303度630メートルの点 シ Cから303度30分600メートルの点 ス Cから307度648メートルの点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市浅海原、浅海本谷、磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山西、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田
伊共第13号	愛媛県漁業協同組合	松山市大浦こもが鼻地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市大浦こもが鼻 点 ア Aから松山市小安居島頂見通し1,200メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山西、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、萩原、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

伊共第14号	愛媛県漁業協同組合	松山市波妻鼻地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市大浦波妻鼻 点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅鼻見通し2,300メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田
伊共第15号	愛媛県漁業協同組合	松山市波妻鼻地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市大浦波妻鼻 点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し2,200メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田

伊共第16号	愛媛県漁業協同組合	松山市柳原地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端 点 ア Aから松山市小鹿島頂見通し700メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田
伊共第17号	愛媛県漁業協同組合	松山市柳原地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市柳原漁港北側防波堤北側突端 点 ア Aから松山市野忽那島金刀比羅見通し1,800メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市磯河内、猪木、院内、牛谷、小川、尾儀原、小山田、大浦、大河内、大西谷、片山、鹿峰、上難波、鴨之池、粟井河原、正岡神田、儀式、客、九川、久保、小川谷、河野高山、光洋台、立岩米之野、佐古、才之原、猿川、猿川原、下難波、庄、庄府、常保免、苞木、善応寺、高田、滝本、北条辻、常竹、土手内、河野中須賀、中通、中西内、中西外、立岩中村、夏目、西谷、八反地、平林、府中、麓、河野別府、北条、本谷、宮内、安岡、柳原、横谷及び和田
伊共第18号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。 基点 A 松山市野忽那島下栗崎 B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻 点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点 イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 しゃこ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " もずく漁業 " いぎす漁業 " かき漁業 " あさり漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " しゃこ漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那
伊共第19号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	松山市野忽那島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、ア、イを結んだ延長線以西の区域を除く。 基点 A 松山市野忽那島下栗崎 B 松山市野忽那島阿弥陀仏鼻 点 ア Aから松山市睦月島大谷水路口見通し線の中央点 イ Bから松山市睦月島梅ノ子鼻見通し線の中央点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那

伊共第20号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	点アを中心として半径270メートル以内の区域 基点 A 松山市高浜町四十島島頂 B 松山市睦月島梅ノ子鼻 点 ア Aから松山市興居島頭崎見通し延長線とBから同市野忽那島下栗崎見通し延長線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那	
伊共第21号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻 B 松山市野忽那島下栗崎 点 ア Aから松山市由利島北端見通し線とBから同市興居島小富士山山頂見通し線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那	
伊共第22号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 松山市野忽那島牛ヶ口鼻 B 松山市田ノ島北端 点 ア Aから松山市小安居島島頂見通し線とBから同市波妻鼻見通し線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那	
伊共第23号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 松山市野忽那島皿山崎（標識） B 松山市田ノ島東端 点 ア Aから松山市安居島西端見通し線とBから松山市沖ノ孤島島頂見通し線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那	
伊共第24号	愛媛県漁業協同組合	松山市野忽那島地先	点アを中心として半径270メートル以内の区域 基点 A 松山市小館場島東端 B 松山市睦月島南崎の標識 点 ア Aから松山市中島栗井歌崎見通し延長線とBから同市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し延長線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市野忽那	
伊共第25号	愛媛県漁業協同組合	松山市睦月島地先	松山市睦月島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。 基点 A 松山市中島大浦長崎鼻 B 松山市小浜セノ鼻 C 松山市睦月島大谷水路口 D 松山市睦月島梅ノ子鼻 点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点 イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 もずく漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 しゃこ漁業 ばていら漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " もずく漁業 " いぎす漁業 " かき漁業 " あさり漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 " ばていら漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市睦月	
伊共第26号	愛媛県漁業協同組合	松山市睦月島地先	松山市睦月島の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Aから同市興居島西端見通し線とBから同市安居島西端見通し線以西の区域及びア、イを結んだ延長線以東の区域を除く。 基点 A 松山市中島大浦長崎鼻 B 松山市小浜セノ鼻 C 松山市睦月島大谷水路口 D 松山市睦月島梅ノ子鼻 点 ア Cから松山市野忽那島下栗崎（大落崎）見通し線の中央点 イ Dから松山市野忽那島阿弥陀仏鼻見通し線の中央点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市睦月	
伊共第27号	愛媛県漁業協同組合	松山市睦月島崩鼻地先	点アを中心として半径140メートル以内の区域 基点 A 松山市睦月140番地1地先護岸の標識 B 松山市小浜屋形石鼻 点 ア Aから松山市小市島東端見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市睦月	

伊共第28号	愛媛県漁業協同組合	松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先	Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶺鼻)見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東の区域を除く。 基点 A 松山市中島大浦と同市中島栗井との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界 C 松山市中島大浦長崎鼻 D 松山市小浜セノ鼻 E 松山市小浜屋形石鼻 点 ア Cから松山市波妻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点 イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点 ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点	第1種共同漁業	おおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 しゃこ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	おおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " あらめ漁業 " いぎす漁業 " かき漁業 " あさり漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " しゃこ漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野	
伊共第29号	愛媛県漁業協同組合	松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野地先	Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶺鼻)見通し線とBから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び高島及び殿島の最大高潮時海岸線から370メートル以内の区域。ただし、ア、イ及びウを順次結んだ延長線以東を除く。 基点 A 松山市中島大浦と同市中島栗井との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市宮野と同市神浦との最大高潮時海岸線における境界 C 松山市中島大浦長崎鼻 D 松山市小浜セノ鼻 E 松山市小浜屋形石鼻 点 ア Cから松山市波妻見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点 イ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とDから同市安居島西端見通し線との交点 ウ Cから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とEから同市高浜経ヶ森山山頂見通し線との交点	第2種共同漁業	雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島大浦、小浜、長師及び宮野	
伊共第30号	愛媛県漁業協同組合	松山市神浦地先	Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域 基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業	おおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 いぎす漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 しゃこ漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	おおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " いぎす漁業 " かき漁業 " あさり漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " しゃこ漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市神浦	
伊共第31号	愛媛県漁業協同組合	松山市神浦地先	松山市神浦フリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域	第1種共同漁業	おおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 かき漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業	おおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " かき漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市神浦	
伊共第32号	愛媛県漁業協同組合	松山市神浦地先	Aから松山市興居島戸ノ浦鼻西端見通し線とBから同市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市神浦フリ岩の最大高潮時海岸線から300メートル以内の区域 基点 A 松山市神浦と同市宮野との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市神浦	
伊共第33号	愛媛県漁業協同組合	松山市神浦赤崎地先	点アを中心として半径140メートル以内の区域 基点 A 松山市長師スネノモト防波堤西側付根 B 松山市クダコ島北端 点 ア Aから松山市小市島北端見通し線とBから同市神浦赤崎見通し延長線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市神浦	

伊共第34号	愛媛県漁業協同組合	松山市神浦地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市神浦2855番地2の標識 点 ア Aから松山市横島東端見通し300メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市神浦	
伊共第35号	愛媛県漁業協同組合	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先	Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶺鼻)見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域及び松山市沖ノ孤島の最大高潮時海岸線から100メートル以内の区域 基点 A 松山市中島栗井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 うみぞうめん漁業 かき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " あらめ漁業 " うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 " さざえ漁業 " いがい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間	
伊共第36号	愛媛県漁業協同組合	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間地先	Aから今治市と松山市との最大高潮時海岸線における境界(千波山嶺鼻)見通し線とBから松山市二神島水尻鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域を除く。 基点 A 松山市中島栗井と同市中島大浦との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市神浦と同市宇和間との最大高潮時海岸線における境界	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間	
伊共第37号	愛媛県漁業協同組合	松山市クダコ島地先	点アを中心として半径90メートル以内の区域 基点 A 松山市クダコ島北側の鼻の平岩 B 松山市クダコ島東側岩場に設置された標識 点 ア Aから松山市饒漁港(宇和間、熊田地区)南防波堤基部見通し線とBから同市吉木丸子鼻見通し線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和	
伊共第38号	愛媛県漁業協同組合	松山市クダコ島地先	松山市クダコ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 いざし漁業 あらめ漁業 うみぞうめん漁業 かき漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " いざし漁業 " あらめ漁業 " うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 " いがい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和	
伊共第39号	愛媛県漁業協同組合	松山市クダコ島地先	点アを中心として半径90メートル以内の区域 基点 A 松山市クダコ島南鼻 B 松山市怒和島丸山頂 点 ア Aから松山市上二子島東端見通し線とBから同市二神島羽ノ串鼻見通し線との交点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田、宇和間、上怒和及び元怒和	
伊共第40号	愛媛県漁業協同組合	松山市大館場島及び小館場島地先	松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から540メートル以内の区域	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 うみぞうめん漁業 かき漁業 さざえ漁業 いがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 " あらめ漁業 " うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 " いがい漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間	
伊共第41号	愛媛県漁業協同組合	松山市大館場島及び小館場島地先	松山市大館場島及び小館場島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市中島栗井、畑里、饒、吉木、熊田及び宇和間	

伊共第42号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島地先	松山市怒和島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域を除く。	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 うみぞうめん漁業 かき漁業 かき漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 あかにし漁業 あかにし漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 // いぎす漁業 // あらめ漁業 // うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 // いがい漁業 // あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで あかにし漁業 // たこ漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // しゃこ漁業 // 雑魚小型定置漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市上怒和及び元怒和	
伊共第43号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島地先	松山市怒和島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤の基部見通し線以西の区域、松山市クダロ島の最大高潮時海岸線から250メートル以内の区域及び同市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域を除く。	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市上怒和及び元怒和	
伊共第44号	愛媛県漁業協同組合	松山市上二子島及び下二子島地先	松山市上二子島及び下二子島の最大高潮時海岸線から150メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 // いぎす漁業 // あらめ漁業 // さざえ漁業 // いがい漁業 // あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市元怒和、上怒和及び二神	
伊共第45号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島地先	点アを中心として半径130メートル以内の区域 基点 A 松山市上怒和と同市元怒和との最大高潮時海岸線における南部境界から海岸線に沿って上怒和側50メートルの地点に設置された標識 点 ア Aから松山市宇和間部屋ノ鼻見通し300メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市上怒和及び元怒和	
伊共第46号	愛媛県漁業協同組合	松山市怒和島風切鼻地先	点アを中心として半径130メートル以内の区域 基点 A 松山市怒和島風切鼻 点 ア Aから松山市安居島西端見通し700メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市上怒和及び元怒和	
伊共第47号	愛媛県漁業協同組合	松山市津和地島地先	松山市津和地島及び流兒島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域及び同市小兒島及び竹ノ子島の周辺300メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。	第1種共同漁業	あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 もずく漁業 もずく漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ながにし漁業 ながにし漁業 あかにし漁業 あかにし漁業 あさり漁業 あさり漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 // もずく漁業 // いぎす漁業 // さざえ漁業 // かき漁業 // いがい漁業 // あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで ながにし漁業 // あかにし漁業 // あさり漁業 // たこ漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // しゃこ漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市津和地	
伊共第48号	愛媛県漁業協同組合	松山市津和地島地先	松山市津和地島及び流兒島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市小兒島の最大高潮時海岸線から800メートル以内の区域。ただし、同市二神島能崎から広島県呉市倉橋町鹿老渡東防波堤基部見通し線以東の区域及び松山市二神島水尻鼻から山口県柱島妙見鼻見通し線以西の区域を除く。	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市津和地	

伊共第49号	愛媛県漁業協同組合	松山市津和地島空山鼻地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 松山市津和地島空山鼻 点 ア Aから広島県横島西端見通し1,800メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市津和地	
伊共第50号	愛媛県漁業協同組合	松山市津和地島剣ノ鼻地先	点アを中心として半径50メートル以内の区域 基点 A 松山市津和地島剣ノ鼻 点 ア Aから山口県柱島新宮見通し1,500メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市津和地	
伊共第51号	愛媛県漁業協同組合	松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）地先	松山市二神島、横島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで うみぞうめん漁業 いぎす漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 いしだたみ漁業 いしだたみ漁業 こしだかがんがら漁業 こしだかがんがら漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで うみぞうめん漁業 いぎす漁業 1月1日から12月31日まで いぎす漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 いしだたみ漁業 いしだたみ漁業 こしだかがんがら漁業 こしだかがんがら漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 雑魚小型定置漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市二神	
伊共第52号	愛媛県漁業協同組合	松山市鴨背島地先	松山市鴨背島の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 雑魚小型定置漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市二神	
伊共第53号	愛媛県漁業協同組合	松山市二神島地先	松山市二神島及び横島の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域及び同市鴨背島及び中島（ナカシマ）の最大高潮時海岸線から500メートル以内の区域		第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市二神	
伊共第54号	愛媛県漁業協同組合	松山市小市島地先	松山市小市島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで うみぞうめん漁業 さざえ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで うみぞうめん漁業 さざえ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市二神	

伊共第55号	愛媛県漁業協同組合	松山市由利島地先	松山市由利島の最大高潮時海岸線から200メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 うみぞうめん漁業 うみぞうめん漁業 いぎす漁業 いぎす漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 いがい漁業 いがい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 いしだかみ漁業 いしだかみ漁業 こしだかがんがら漁業 こしだかがんがら漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 〃 うみぞうめん漁業 4月1日から7月31日まで いぎす漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 いがい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで いしだかみ漁業 〃 こしだかがんがら漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市二神	
伊共第56号	愛媛県漁業協同組合	松山市由利島地先	松山市由利島の最大高潮時海岸線から1,500メートル以内の区域		第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市二神	
伊共第57号	松山市漁業協同組合	松山市堀江町地先	点アを中心として半径50メートル以内の区域 基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから松山市和気町犬ノ頭島見通し450メートルの点		第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市堀江町	
伊共第58号	松山市漁業協同組合	松山市堀江町地先	Aから広島県倉橋島亀ヶ首見通し線とBから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域 基点 A 松山市堀江町と同市小川との最大高潮時海岸線における境界 B 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 もずく漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あかがい漁業 いがい漁業 いがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業 ぼら張切網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで もずく漁業 〃 さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あかがい漁業 〃 いがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 雑魚建網漁業 〃 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 〃 ぼら張切網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市堀江町	
伊共第59号	愛媛県漁業協同組合、松山市漁業協同組合	松山市和気地先	Aから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線とBから同市興居島頭崎見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,100メートル以内の区域。ただし、Cア、アイ及びIDの3直線以内の区域(昭和47年5月1日四国電力株式会社松山発電所と和気漁業協同組合ほか1組合が締結した「灰捨場埋立工事に伴う漁業補償契約」に基づく補償区域)を除く。 基点 A 松山市和気町2丁目上人堂川尻の最大高潮時海岸線における左岸端 B 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識 C 四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸東北端 D 四国電力株式会社松山発電所跡地西端公有水面埋立免許境界杭 点 ア Cから四国電力株式会社松山発電所跡地東側護岸延長線上88メートルの点 イ Dから松山市野忽那島牛ヶ口鼻見通し線上62メートルの点		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あかがい漁業 いがい漁業 いがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あかがい漁業 〃 いがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで みるくい漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市和気町、勝岡町及び馬木町	

伊共第60号	松山市漁業協同組合	松山市泊町、由良町及び門田町地先	<p>イア、アウ、ウエ及びエオの4直線及びAD間の西側（松山市釣島を含む）最大高潮時海岸線から1,090メートルの線と松山市興居島及び同市釣島の最大高潮時海岸線から1,090メートルの線とによって囲まれた区域。ただし、たご漁業については、Aから松山市四十島島頂見通し線と興居島頭崎から白石ノ鼻見通し線との間の区域を除く。</p> <p>基点 A 松山市興居島黒崎 B 松山市興居島城ノ鼻 C 松山市興居島弁天鼻 D 松山市興居島頭崎</p> <p>点 A Aから松山市四十島島頂とを結ぶ直線の中央点 C Cからア見通し延長線とAから1,090メートルの線との交点 イ Bから松山市鹿島西南端見通し線とCからア見通し線との交点 エ Aから広島県齋島西端見通し線とBから松山市鹿島西南端見通し線との交点 オ Aから広島県齋島西端見通し線とDから松山市高浜白石ノ鼻見通し線との交点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>おおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 もずく漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 いがい漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 たご漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業</p>	<p>おおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで もずく漁業 // さざえ漁業 // かき漁業 // あさり漁業 // いがい漁業 // あかがい漁業 // とりがい漁業 // みるくい漁業 // あわび漁業 1月1日から10月31日まで とごぶし漁業 1月1日から12月31日まで たご漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // 雑魚建網漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市泊町、由良町及び門田町	
伊共第61号	愛媛県漁業協同組合、松山市漁業協同組合	松山市高浜地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオBの6直線とAB間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、昭和53年12月1日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和56年10月12日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域並びに昭和62年11月6日付けで愛媛県と高浜町漁業協同組合外1組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域を除く。</p> <p>基点 A 松山市高浜町6丁目白石ノ鼻大岩上に設置した標識 B 松山市港山町明神鼻標柱 C 松山市興居島黒崎 D 松山市興居島城ノ鼻 E 松山市興居島弁天鼻</p> <p>点 A Aから松山市興居島頭崎見通し1,100メートルの点 C Cから広島県齋島西端見通し線とDから松山市鹿島西南端見通し線との交点 イ Dから松山市鹿島西南端見通し線とEからエ見通し線との交点 エ Cから松山市四十島島頂とを結んだ直線の中央点 オ Bから山口県小水無瀬島島頂見通し線とEからエ見通し延長線との交点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>おおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 いがい漁業 たいらぎ漁業 あわび漁業 とごぶし漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業</p>	<p>おおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 // かき漁業 // あさり漁業 // いがい漁業 // たいらぎ漁業 // あわび漁業 1月1日から10月31日まで とごぶし漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // 雑魚建網漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市高浜町1丁目から6丁目、梅津寺町、港山町、松ノ木1丁目から2丁目、石風呂町及び新浜町	
伊共第62号	松山市漁業協同組合、愛媛県漁業協同組合	松山市三津浜地先	<p>Aア、アイ、イウ及びウCの4直線とAC間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、松山市三津外防波堤ドルフィンと同市三津野木場防波堤付根南端とを結んだ直線以内の区域、同市三津野木場防波堤突端と三津3丁目地先護岸防波堤南西端とを結んだ直線以内の区域及び同市三津内港渡船場護岸標識2点を結んだ直線以内の区域及び昭和45年12月18日締結の「松山港地先における漁業補償契約書」及び昭和53年11月6日付けで松山市と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業補償覚書」記載の区域、昭和55年12月25日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「漁業補償契約書」に記載の区域及び昭和59年3月13日付けで日本石油株式会社と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「協定書」に記載の区域並びに昭和61年5月7日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港外港第2ふ頭等漁業補償契約書」に記載の区域及び平成7年5月19日付けで愛媛県と松山市漁業協同組合外2組合が締結した「松山港（外港地区・吉田浜地区）港湾整備事業に伴う漁業補償覚書」に記載の区域及び令和3年12月24日付けで四国地方整備局松山港湾・空港整備事務所と松山市漁業協同組合ほか愛媛県漁業協同組合2支所が締結した「松山港外港地区国際物流ターミナル整備事業に伴う漁業補償契約書」に記載の地区を除く。さらに、第1種共同漁業かき漁業及びえむし漁業以外の漁業については、同市三津内港防波堤突端と同市港山町明神鼻を結んだ直線以内の区域を除く。</p> <p>基点 A 松山市港山町明神鼻標柱 B 松山市外港1号防波堤西側付根 C 松山市北吉田町忽那山山頂</p> <p>点 A Aから山口県小水無瀬島島頂見通し1,500メートルの点 イ Bから270度1,500メートルの点 ウ Cから松山市由利島南端見通し1,500メートルの点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>おおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 いがい漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 あわび漁業 とごぶし漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業</p>	<p>おおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 // かき漁業 // あさり漁業 // いがい漁業 // あかがい漁業 // とりがい漁業 // みるくい漁業 // あわび漁業 1月1日から10月31日まで とごぶし漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // 雑魚建網漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	松山市旧三津、旧大可賀及び旧北吉田	愛媛県漁業協同組合今出支所からの入漁を拒んではならない。





伊共第73号	上灘漁業協同組合	伊予市双海町高岸地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 伊予市双海町高岸松の鼻 点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,800メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	伊予市双海町高野川、上灘及び高岸	
伊共第74号	下灘漁業協同組合	伊予市双海町大久保及び串地先	Aから山口県屋代島上津無山右端見通し(320度)線とBから同島小泊見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域 基点 A 伊予市双海町大久保甲1843おそそ水路口中央 B 伊予市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおりの漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 もずく漁業 わかめ漁業 てんぐさ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 いがい漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 まてがい漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ばかがい漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 たこ漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおりの漁業 〃 ひじき漁業 〃 ふのり漁業 〃 もずく漁業 〃 わかめ漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 〃 あさり漁業 〃 いがい漁業 〃 あかがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 まてがい漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 たこ漁業 〃 雑魚建網漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	伊予市双海町大久保及び串	なまこ漁業及びしゃこ漁業については、伊予市双海町高野川、上灘及び高岸からの入漁を拒んではならない。
伊共第75号	下灘漁業協同組合	伊予市双海町大久保地先	点アを中心として半径130メートル以内の区域 基点 A 伊予市双海町富岡川(河口)の右岸 点 ア Aから山口県沖家室島頂見通し1,440メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	伊予市双海町大久保及び串	
伊共第76号	下灘漁業協同組合	伊予市双海町串地先	点アを中心として半径130メートル以内の区域 基点 A 伊予市双海町串豊田漁港西防波堤突端北角より防波堤沿い南西へ120メートルの標識 点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,550メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	伊予市双海町大久保及び串	
伊共第77号	下灘漁業協同組合	伊予市双海町串地先	点アを中心として半径130メートル以内の区域 基点 A 伊予市双海町串乙1189番地18地先の標識(マド石) 点 ア Aから大洲市長浜町青島東端見通し1,080メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	伊予市双海町大久保及び串	
伊共第78号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜及び長浜町地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分(ホボロ瀬中央見通し線)の間の最大高潮時海岸線から1,000メートル以内の区域。ただし、D Eの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。 基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界 B 大洲市長浜甲576番地(水族館跡)北角前の標識 C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界(鵜の壁) D 大洲市長浜甲576番地(水族館跡)前の地区整理記念碑(脇川右岸) E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角(脇川左岸) F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角 G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し1,000メートルの点 イ Bから322度1,000メートルの点 ウ Fから340度34メートルの点 エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 いがい漁業 まてがい漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 ばかがい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 〃 ふのり漁業 〃 あらめ漁業 〃 さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで まてがい漁業 〃 あかがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 ばかがい漁業 9月1日から翌3月31日まで みるくい漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜及び長浜町	

伊共第79号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜及び長浜町地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域及びBから322度の線とCから313度51分(ホボロ瀬中央見通し線)の間の最大高潮時海岸線から2,200メートル以内の区域。ただし、D Eの直線以内の区域、Fと同港北防波堤赤灯台跡とを結んだ直線以内の区域、Fウ、ウエ及びエGの3直線以内の区域、昭和60年3月14日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域及び昭和61年9月25日付けで長浜町と長浜町漁業協同組合が締結した「漁業補償契約書」記載の区域を除く。 基点 A 大洲市と伊予市との最大高潮時海岸線における境界 B 大洲市長浜甲576番地(水族館跡)北角前の標識 C 大洲市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界(鵜の碁) D 大洲市長浜甲576番地(水族館跡)前の地区整理記念碑(脇川右岸) E 大洲市長浜町沖浦港北防波堤東北端角(脇川左岸) F 大洲市長浜長浜港東防波堤突端東角 G 大洲市長浜町晴海工業団地護岸北角 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し2,200メートルの点 イ Bから322度2,200メートルの点 ウ Fから340度34メートルの点 エ Gから大洲市長浜町晴海工業団地東側護岸延長線上80メートルの点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜及び長浜町
伊共第80号	長浜町漁業協同組合、八幡浜漁業協同組合	八幡浜市と大洲市との市界地先	点アを中心として半径540メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界(鵜の碁) 点 ア Aから山口県八島洲崎見通し2,000メートルの点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市俣内町磯崎、大洲市長浜町出海及び櫛生
伊共第81号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島地先	大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から360メートル以内の区域	第1種共同漁業	あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あわび漁業 いがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 いせえび漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 " ふのり漁業 " あらめ漁業 " さざえ漁業 " かき漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第82号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島地先	大洲市長浜町青島の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域	第1種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第83号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島北東地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町青島弁天崎 点 ア Aから松山市三津浜港山頂見通し1,800メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第84号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島北西地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町青島新網代鼻 点 ア Aから山口県屋代島小泊大鼻見通し3,600メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第85号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島北西地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町青島種三崎 点 ア Aから山口県屋代島牛ヶ首鼻見通し3,960メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第86号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島北西地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町青島首ククリ鼻 点 ア Aから山口県大水無瀬島北端見通し3,240メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第87号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町青島南地先	点アを中心として半径100メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町青島豊後崎 点 ア Aから大洲市長浜町須沢屋の鼻見通し4,500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第88号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町今坊地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町今坊大谷川河口左岸端 点 ア Aから大洲市長浜町青島西端見通し1,000メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第89号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町今坊地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端 点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し2,000メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第90号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町今坊地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町今坊日ノ浦川河口左岸端 点 ア Aから山口県大水無瀬島西端見通し1,500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町
伊共第91号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町今坊地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町黒田大屋川河口左岸端 点 ア Aから大洲市長浜町青島中央見通し3,300メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町

伊共第92号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町今坊地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町今坊幸口川河口左岸端 点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,590メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第93号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町今坊地先	点アを中心として半径200メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町黒田大畷川河口左岸端 点 ア Aから山口県大水無瀬島東端見通し1,700メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第94号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町黒田地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町黒田大畷川河口左岸端 点 ア Aから山口県小水無瀬島中央見通し1,500メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第95号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角 点 ア Aから326度3,600メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜	
伊共第96号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜長浜港北防波堤突端北角 点 ア Aから324度5,480メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜	
伊共第97号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町須沢地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎 点 ア Aから山口県平郡島盛崎見通し2,700メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第98号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町須沢地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町須沢岸の鼻 点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し2,700メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第99号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町須沢地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎 点 ア Aから山口県八島北端見通し3,600メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第100号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町須沢地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町須沢松ヶ崎 点 ア Aから山口県平郡島櫛崎見通し5,400メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第101号	長浜町漁業協同組合	大洲市長浜町櫛生地先	点アを中心として半径150メートル以内の区域 基点 A 大洲市長浜町櫛生三ツ岩中央 点 ア Aから山口県平郡島中央見通し2,340メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	大洲市長浜町	
伊共第102号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市保内町北部地先	Aからホボロ瀬中央見通し線(313度51分)とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界(鵜の碇) B 八幡浜市(北部)と西宇和郡伊方町(北部)との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふり漁業 ふり漁業 あらめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 あわび漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 かき漁業 かき漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふり漁業 " ふり漁業 " あらめ漁業 " さざえ漁業 " さざえ漁業 " あわび漁業 " とりがい漁業 " とりがい漁業 " みるくい漁業 " とこぶし漁業 " とこぶし漁業 " ばていら漁業 " かき漁業 " かき漁業 " たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早	
伊共第103号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市保内町北部地先	Aからホボロ瀬中央見通し線(313度51分)とBから322度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市と大洲市との最大高潮時海岸線における境界(鵜の碇) B 八幡浜市(北部)と西宇和郡伊方町(北部)との最大高潮時海岸線における境界	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早	
伊共第104号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市保内町夢永岬地先	点アを中心として半径500メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市保内町夢永岬北端 点 ア Aから350度2,200メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市保内町磯崎、喜木津及び広早	大洲市長浜町出海地区からの入漁を拒んではならない。

伊共第105号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先	Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。 基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから340度392メートルの点 イ Aから90度191メートルの点 ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	（第1種共同漁業） あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まてがい漁業 まてがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 （第2種共同漁業） 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 〃 ふのり漁業 〃 さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 あわび漁業 〃 あわび漁業 〃 とこぶし漁業 〃 とこぶし漁業 〃 まてがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 みるくい漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦	
伊共第106号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦地先	Aから322度の線とBから340度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Bア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和59年12月8日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。 基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年12月8日（四国電力株式会社と有寿来漁業協同組合との漁業補償契約締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Bから340度392メートルの点 イ Aから90度191メートルの点 ウ イから150度の延長線と最大高潮時海岸線との交点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町伊方越及び亀浦	
伊共第107号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町伊方越地先	点イを中心として半径54メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市（北部）と西宇和郡伊方町（北部）との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから海岸沿い西へ242メートルの点 イ Aから305度216メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦	
伊共第108号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町亀浦地先	点アを中心として半径54メートル以内の区域 基点 A 西宇和郡伊方町亀浦海崎 点 ア Aから313度216メートルの点	第3種共同漁業	つきいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町伊方越及び同町亀浦	
伊共第109号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先	Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域（昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域）を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識（昭和59年6月30日（四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約締結日）時点）における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから340度392メートルの点 イ Aから270度785メートルの点 ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	（第1種共同漁業） あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あわび漁業 あわび漁業 まてがい漁業 まてがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 ばい漁業 ばい漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 たこ漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 あさり漁業 あさり漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 （第2種共同漁業） 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 〃 あかもく漁業 〃 ふのり漁業 〃 ふのり漁業 〃 さざえ漁業 〃 さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 かき漁業 〃 あわび漁業 〃 あわび漁業 〃 まてがい漁業 〃 まてがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 ばい漁業 〃 ばい漁業 〃 みるくい漁業 〃 みるくい漁業 〃 たこ漁業 〃 たこ漁業 〃 とこぶし漁業 〃 とこぶし漁業 〃 ばていら漁業 〃 ばていら漁業 〃 あさり漁業 〃 あさり漁業 〃 あらめ漁業 6月1日から翌3月31日まで あらめ漁業 〃 なまこ漁業 1月1日から12月31日まで なまこ漁業 〃 うに漁業 〃 うに漁業 〃 えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 〃 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町九町及び二見	

伊共第110号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町九町及び二見北部地先	Aから340度の線とBから山口県八島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域。ただし、Aア、アイ及びイウの3直線以内の区域(昭和46年12月27日四国電力株式会社と締結の「原子力発電所の設置に伴う漁業上の損失補償の契約書」第2条第1項に定める区域及び昭和59年6月30日付け四国電力株式会社と締結の漁業補償契約書記載の区域)を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町九町570-5と同町亀浦1359-2の境界線上の標識(昭和59年6月30日(四国電力株式会社と町見漁業協同組合との漁業補償契約書締結日)時点)における西宇和郡伊方町亀浦と同町九町との最大高潮時海岸線における境界 点 B 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界 ア Aから340度392メートルの点 イ Aから270度785メートルの点 ウ イから197度の延長線と最大高潮時海岸線との交点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町九町及び二見	
伊共第111号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町北部地先	Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域 基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 あさり漁業 あさり漁業 あわび漁業 あわび漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 ばい漁業 ばい漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 かき漁業 かき漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 " ふのり漁業 " あらめ漁業 " さざえ漁業 " あさり漁業 " あわび漁業 " とりがい漁業 " ばい漁業 " とこぶし漁業 " ばていら漁業 " かき漁業 " みるくい漁業 " たこ漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	
伊共第112号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町北部地先	Aから山口県八島西端見通し線とBから300度の線との間の最大高潮時海岸線から1,300メートル以内の区域 基点 A 西宇和郡伊方町大成と同町足成との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町足成、三机、佐市、松之浜、大江、志津、小島、田部、高茂、神崎、大久、川之浜及び塩成	
伊共第113号	愛媛県漁業協同組合	西宇和郡伊方町北部地先	Aから300度の線とBから大分県関崎灯台見通し線との間の最大高潮時海岸線から700メートル以内の区域 基点 A 西宇和郡伊方町神崎と同町釜木との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町佐田岬灯台	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわり漁業 いわり漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 かじめ漁業 かじめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 たこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 うに漁業 うに漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 " ふのり漁業 " いわり漁業 " あらめ漁業 " かじめ漁業 " さざえ漁業 " あわび漁業 1月1日から10月31日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで ばていら漁業 " たこ漁業 " えむし漁業 " うに漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 " 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町三崎地区	
伊共第114号	愛媛県漁業協同組合	西宇和郡伊方町正野地先	Aア、アイ、イウ及びイウBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西宇和郡伊方町佐田岬灯台 B 西宇和郡伊方町大島北端 点 A Aから大分県関崎灯台見通し1,500メートルの点 イ AからB見通し延長線上1,000メートルの点 ウ Bから西宇和郡伊方町長崎鼻見通し500メートルの点	第3種共同漁業	ぶり、たい、いさぎ飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町三崎地区	



宇共第4号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町九町及び同町二見南部地先	Aから160度の線とBから八幡浜市大島西端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域 基点 A 西宇和郡伊方町田之浦と同町塩成との最大高潮時海岸線における境界 B 西宇和郡伊方町女子岬	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 ばい漁業 みるくい漁業 みるくい漁業 たこ漁業 あさり漁業 なまこ漁業 うに漁業 えむし漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで あかもく漁業 " あらめ漁業 " さざえ漁業 " かき漁業 " かわび漁業 " とこぶし漁業 " とこぶし漁業 " ばていら漁業 " ばていら漁業 " とりがい漁業 " とりがい漁業 " ばい漁業 " みるくい漁業 " みるくい漁業 " たこ漁業 " あさり漁業 " なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 " いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町九町及び同町二見	
宇共第5号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町南部地先	Aから八幡浜市大島西端見通し線とBから八幡浜市佐島立神東端見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域。ただし、宇共第7号の区域を除く。 基点 A 西宇和郡伊方町女子岬 B 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かわび漁業 かわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 たこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 うに漁業 うに漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 " (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " わかめ漁業 " わかめ漁業 " あかもく漁業 " あかもく漁業 " ふのり漁業 " ふのり漁業 " さざえ漁業 " さざえ漁業 " かわび漁業 " かわび漁業 " とこぶし漁業 " とこぶし漁業 " かき漁業 " かき漁業 " あさり漁業 " あさり漁業 " たこ漁業 " たこ漁業 " えむし漁業 " えむし漁業 " うに漁業 " うに漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦	(1) Aから八幡浜市大島西端見通し線と西宇和郡伊方町九町と同町豊之浦との最大高潮時海岸線における境界から同町黒島西端(カブト岩)見通し線との間において伊方町九町及び同町二見からの入漁を拒んではならない。 (2) Bから八幡浜市佐島立神見通し線と西宇和郡伊方町貝越アユキ鼻出岩から同町豊之浦越田見通し線との間において八幡浜市保内町川之石からの入漁を拒んではならない。
宇共第6号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町黒島地先	西宇和郡伊方町黒島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かわび漁業 かわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 うに漁業 うに漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 " (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " わかめ漁業 " わかめ漁業 " あかもく漁業 " あかもく漁業 " ふのり漁業 " ふのり漁業 " さざえ漁業 " さざえ漁業 " かわび漁業 " かわび漁業 " とこぶし漁業 " とこぶし漁業 " たこ漁業 " たこ漁業 " えむし漁業 " えむし漁業 " うに漁業 " うに漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦	
宇共第7号	八幡浜漁業協同組合	西宇和郡伊方町黒島地先	西宇和郡伊方町黒島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 あかもく漁業 あかもく漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かわび漁業 かわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 たこ漁業 たこ漁業 えむし漁業 えむし漁業 うに漁業 うに漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 " (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 " わかめ漁業 " わかめ漁業 " あかもく漁業 " あかもく漁業 " ふのり漁業 " ふのり漁業 " さざえ漁業 " さざえ漁業 " かわび漁業 " かわび漁業 " とこぶし漁業 " とこぶし漁業 " たこ漁業 " たこ漁業 " えむし漁業 " えむし漁業 " うに漁業 " うに漁業 " てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西宇和郡伊方町大浜、中之浜、仁田之浜、湊浦、小中浦、中浦、川永田、河内及び豊之浦	

宇共第8号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市保内町川之石地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 八幡浜市保内町川之石瀬平西端の標識 B 八幡浜市保内町川之石と同市向灘との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから八幡浜市佐島立神見通し600メートルの点 イ Bから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あわび漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 かさき漁業 かさき漁業 あさり漁業 さざえ漁業 あわび漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 // かさき漁業 // かさき漁業 // あさり漁業 // さざえ漁業 // あわび漁業 // たこ漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // 雑魚建網漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市保内町川之石、喜木、須川及び宮内
宇共第9号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市地先	Aア、アイ、イウ及びイBの4直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、八幡浜市北浜西角から330度の線以東の海域を除きたこ漁業及び第2種共同漁業種については同市八幡浜港出島西角から同市勘定5八幡浜漁業協同組合給油所桟橋突端見通線以東の港湾区域を除く。 基点 A 八幡浜市向灘と同市保内町川之石との最大高潮時海岸線における境界 B 八幡浜市と西予市との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから八幡浜市諏訪崎見通し600メートルの点 イ 八幡浜市諏訪崎から同市佐島南端見通し600メートルの点 ウ Bから八幡浜市大島貝付小島頂見通し600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あわび漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 ばていら漁業 たこ漁業 たこ漁業 うに漁業 うに漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 //	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで あらめ漁業 // あらめ漁業 // あわび漁業 // あわび漁業 // とこぶし漁業 // とこぶし漁業 // さざえ漁業 // さざえ漁業 // ばていら漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 // うに漁業 // うに漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市(同市保内町を除く)
宇共第10号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市佐島地先	八幡浜市佐島及び立神島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 あわび漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 ばていら漁業 たこ漁業 たこ漁業 うに漁業 うに漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで あらめ漁業 // あらめ漁業 // あわび漁業 // あわび漁業 // とこぶし漁業 // とこぶし漁業 // さざえ漁業 // さざえ漁業 // ばていら漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 // うに漁業 // うに漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市(同市保内町を除く)
宇共第11号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大島地先	八幡浜市大島、地大島、粟ノ小島、三王島及び貝付小島の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 あわび漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 あらめ漁業 あらめ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 いわのり漁業 いわのり漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 ばていら漁業 たこ漁業 たこ漁業 うに漁業 うに漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 //	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで あらめ漁業 // あらめ漁業 // わかめ漁業 // わかめ漁業 // いわのり漁業 // いわのり漁業 // あわび漁業 // あわび漁業 // とこぶし漁業 // とこぶし漁業 // さざえ漁業 // さざえ漁業 // ばていら漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 // うに漁業 // うに漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで えむし漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 //	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市(同市保内町を除く)
宇共第12号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大島地先	点アを中心として半径250メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市真網代竜崎 B 八幡浜市大島粟ノ小島北端 点 ア Aから261度の線とBから3度の線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あわび漁業 あわび漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業	あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 // いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市(同市保内町を除く)

宇共第13号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市大島地先	点アを中心として半径450メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市大島栗ノ小島北端 B 八幡浜市大島青滝鼻 点 ア Aから298度30分の線とBから327度30分の線との交点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	
宇共第14号	八幡浜漁業協同組合	八幡浜市地大島地先	点アを中心として半径210メートル以内の区域 基点 A 八幡浜市地大島運水鼻 B 八幡浜市大島曾根崎鼻 点 ア Aから220度の線とBから264度の線との交点	第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	八幡浜市（同市保内町を除く）	
宇共第15号	八幡浜漁業協同組合	西予市三瓶町地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市と八幡浜市との最大高潮時海岸線における境界 B 西予市三瓶町と同市明浜町との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから八幡浜市大島貝付小島見通し600メートルの点 イ Bから伊方町梶谷鼻見通し600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 たこ漁業 たこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりのり漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 あわび漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 たこ漁業 たこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市三瓶町	
宇共第16号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町地先	Aから西宇和郡伊方町梶谷鼻見通し線とBから宇和島市遊子赤崎鼻見通し線との間の最大高潮時海岸線から600メートル以内の区域、西予市明浜町三双婆の最大高潮時海岸線600メートル以内の区域及びアイ及びイCの2直線とB C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市明浜町と同市三瓶町との最大高潮時海岸線における境界 B 西予市明浜町高山乙12番地2東南角から110度140メートルの点（ナガラ西側立岩） C 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩） 点 ア Bから宇和島市遊子赤崎鼻見通し600メートルの点 イ Cから宇和島市吉田町小松鼻見通し線と西予市明浜町渡江根崎鼻から宇和島市吉田町白浦ゲップ岩見通し線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 さざえ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 あさり漁業 あさり漁業 かき漁業 かき漁業 あわび漁業 あわび漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 2月1日から5月31日まで ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 さざえ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 あさり漁業 あさり漁業 かき漁業 かき漁業 あわび漁業 あわび漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	
宇共第17号	愛媛県漁業協同組合	西予市明浜町狩浜水越島地先	点アを中心として半径55メートル以内の区域 基点 A 西予市明浜町狩浜水越島灯台 B 西予市明浜町俵津小大崎大島南端 点 ア Aから181度の線とBから222度の線との交点	第3種共同漁業	つくいそ漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	西予市明浜町	
宇共第18号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市吉田町地先	Aア、アイ、イウ及びイエFの4直線並びにDFの間の最大高潮時海岸線から600メートルの線とAF間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 西予市と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界（長持岩） B 宇和島市吉田町白浦外756（ゲップ岩） C 宇和島市吉田町奥浦立甲1926（小松鼻） D 宇和島市吉田町奥浦立甲2071-3（立岩） E 宇和島市吉田町牛川3110-3東端（牛川と浅川の境界）の最大高潮時海岸線における境界 F 宇和島市吉田町と同市大浦との最大高潮時海岸線における境界 点 ア AからC見通し線とBから西予市明浜町根崎鼻見通し線との交点 イ Cから西予市明浜町狩浜の崎見通し600メートルの点 ウ Dから西予市明浜町狩浜と同町高山との最大高潮時海岸線における境界見通し600メートルの点 エ EからF見通し600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 1月1日から12月31日まで わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 あわび漁業 あわび漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 ふのり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 あわび漁業 あわび漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 "	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市吉田町	



宇共第24号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市遊子地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ及びエEの5直線とA E間との最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市遊子と同市蔦瀬との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）  B 宇和島市遊子高島東端  C 宇和島市九島真坂鼻  D 宇和島市遊子鶏小島頂  E 宇和島市遊子と同市三浦との最大高潮時海岸線における境界（山崎鼻）</p> <p>点 Aから西予市明浜町大崎鼻見通し600メートルの点  イ Bから宇和島市吉田町南君竜王鼻（立目鼻）見通し線とCからアを結んだ線との交点  ウ Bから宇和島市小高島南西端見通し線とCからDを結んだ直線との交点  エ 宇和島市遊子高島西端から遊子水荷浦鼻見通し500メートルの点とEとを結んだ直線とCとDとを結んだ直線との交点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業  いわのり漁業  いじき漁業  ひじき漁業  ふのり漁業  わかめ漁業  とさかのり漁業  てんぐさ漁業  かき漁業  あわび漁業  とこぶし漁業  さざえ漁業  ぎんたかほま漁業  ばていら漁業  まがきがい漁業  まがきがい漁業  おおい漁業  あさり漁業  はまぐり漁業  たこ漁業  なまこ漁業  いせえび漁業  うに漁業  えむし漁業  しゃこ漁業  かめので漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  いじき漁業 //  いじき漁業 //  ひじき漁業 //  ふのり漁業 //  わかめ漁業 //  とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  かき漁業 1月1日から12月31日まで  あわび漁業 1月1日から10月31日まで  とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで  さざえ漁業 //  ぎんたかほま漁業 //  ばていら漁業 //  まがきがい漁業 //  おおい漁業 //  あさり漁業 //  はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで  たこ漁業 1月1日から12月31日まで  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  うに漁業 1月1日から12月31日まで  えむし漁業 //  しゃこ漁業 //  かめので漁業 //  雑魚建網漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市遊子	
宇共第25号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市蔦瀬地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクJの9直線とA J間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市蔦瀬と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻）  B 宇和島市戸島松ヶ山山頂  C 宇和島市戸島権現鼻  D 宇和島市戸島遠戸島東端  E 宇和島市日振横島東端  F 宇和島市蔦瀬黒島北端  G 宇和島市蔦瀬契島東端  H 宇和島市蔦瀬落ノ鼻  I 宇和島市蔦瀬ヨケノ鼻  J 宇和島市下波大池鼻  K 宇和島市下波竜王鼻</p> <p>点 Aから西予市明浜町大崎鼻見通し線とBから宇和島市吉田町野島南端見通し線との交点  イ Bから宇和島市吉田町野島南端見通し線とDから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線との交点  ウ Dから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから宇和島市津島町薬崎見通し線との交点  エ Cから宇和島市津島町薬崎見通し線とEから同市福浦鼻見通し線との交点  オ Eから宇和島市津島町福浦鼻見通し線とGから同市津島町由良崎見通し線との交点  カ FからK見通し線とGから宇和島市津島町由良崎見通し線との交点  キ FからK見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点  ク HからJ見通し線とIから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し線との交点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業  いじき漁業  わかめ漁業  ふのり漁業  いわのり漁業  てんぐさ漁業  とさかのり漁業  あわび漁業  さざえ漁業  かき漁業  あさり漁業  あかがい漁業  とこぶし漁業  とこぶし漁業  ぎんたかほま漁業  ばていら漁業  まがきがい漁業  まがきがい漁業  かめので漁業  おおい漁業  たこ漁業  しゃこ漁業  えむし漁業  うに漁業  なまこ漁業  いせえび漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業  雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  いじき漁業 //  わかめ漁業 //  ふのり漁業 //  いわのり漁業 //  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで  あわび漁業 1月1日から12月31日まで  さざえ漁業 //  かき漁業 //  あさり漁業 //  あかがい漁業 //  とこぶし漁業 //  ぎんたかほま漁業 //  ばていら漁業 //  まがきがい漁業 //  まがきがい漁業 //  かめので漁業 //  おおい漁業 //  たこ漁業 //  しゃこ漁業 //  えむし漁業 //  うに漁業 //  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで  雑魚小型定置漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市蔦瀬地区	



宇共第28号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市戸島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市戸島遠戸島東端 B 宇和島市戸島権現鼻 C 宇和島市蔦淵つるの鼻 D 宇和島市蔦淵と同市遊子との最大高潮時海岸線における境界（赤崎鼻） E 宇和島市日振島横島東端 F 宇和島市蔦淵黒島南西端 G 宇和島市蔦淵辰の口 H 宇和島市日振島才蔵鼻 点 ア Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とBから宇和島市津島町葺崎見通し線との交点 イ Aから西予市明浜町狩浜すの崎見通し線とCから西予市明浜町大崎鼻見通し線との交点 ウ Cから西予市明浜町大崎鼻見通し線とDから西宇和郡伊方町童子塔見通し線との交点 エ Dから西宇和郡伊方町童子塔見通し線とHから西予市明浜町野浦平塔見通し線との交点 オ Fから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線とHから西予市明浜町野浦平塔見通し線との交点 カ EからG見通し線とFから西宇和郡伊方町佐田岬灯台見通し線との交点 キ EからG見通し線とBから宇和島市津島町葺崎見通し線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いわのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 とさか漁業 かさ漁業 あさり漁業 あわび漁業 はまぐり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかほま漁業 ぎんたかほま漁業 ばていら漁業 おおこしだかがんがら漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 しゃこ漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いわのり漁業 〃 ひじき漁業 〃 ふのり漁業 〃 わかめ漁業 〃 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで とさか漁業 1月1日から12月31日まで かさ漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 〃 はまぐり漁業 〃 あわび漁業 〃 とこぶし漁業 〃 ぎんたかほま漁業 〃 ぎんたかほま漁業 〃 ばていら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 かめので漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 〃 しゃこ漁業 〃 うに漁業 〃 えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚小型定置漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市戸島	
宇共第29号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市日振島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市日振島横島高鼻 B 宇和島市日振島尾島島頂 C 宇和島市日振島明海才蔵鼻 D 宇和島市日振島鳴島島頂 E 宇和島市日振島能登黒鼻 F 宇和島市日振島宮路最南端 点 ア Aから宇和島市戸島長崎鼻見通し線とBから同市蔦淵黒島南端見通し線との交点 イ Bから宇和島市蔦淵黒島南端見通し700メートルの点 ウ Cから0度800メートルの点 エ Dから316度800メートルの点 オ Eから224度700メートルの点 カ Fから180度700メートルの点 キ Aから宇和島市蔦淵黒島南端見通し600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いわのり漁業 ひじき漁業 ふのり漁業 わかめ漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 とさか漁業 かさ漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 ぎんたかほま漁業 ぎんたかほま漁業 ばていら漁業 おおこしだかがんがら漁業 おおこしだかがんがら漁業 まがきがい漁業 くぼがい漁業 れいしがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 しゃこ漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いわのり漁業 〃 ひじき漁業 〃 ふのり漁業 〃 わかめ漁業 〃 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで とさか漁業 1月1日から12月31日まで かさ漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 〃 とこぶし漁業 〃 ぎんたかほま漁業 〃 ぎんたかほま漁業 〃 ばていら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 まがきがい漁業 〃 くぼがい漁業 〃 れいしがい漁業 〃 かめので漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 〃 しゃこ漁業 〃 うに漁業 〃 えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚小型定置漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市日振島	
宇共第30号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市日振島（遠見の瀬）	点アを中心として半径1,000メートル以内の区域 基点 A 宇和島市日振島むろ岩 点 ア Aから220度1,200メートルの点	第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市日振島	
宇共第31号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市日振島（勘兵衛の瀬）	点アを中心として半径1,000メートル以内の区域 基点 A 宇和島市日振島能登黒鼻 B 宇和島市日振島沖ノ島西端 点 ア Aから274度の線とBから257度の線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業、第3種共同漁業	(第1種共同漁業) あわび漁業 さざえ漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 (第3種共同漁業) ぶり、さわら飼付漁業	あわび漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで ぶり、さわら飼付漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市	西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡愛南町からの入漁は拒んではならない。

宇共第32号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市日振島御五神島地先	アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアの5直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市御五神島大岩中央の標識 B 宇和島市御五神島桑野中央の標識 C 宇和島市御五神島寝床岩中央の標識 D 宇和島市御五神島西北端（家前大石） 点 ア Aから270度の線と宇和島市蔦淵黒島南端から大分泉水ノ子灯台見通し線との交点 イ Bから188度1,000メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点 エ Cから宇和島市蔦淵黒島南端見通し1,000メートルの点 オ Dから宇和島市日振島横島高鼻見通し線と同市蔦淵黒島南端から大分泉水ノ子灯台見通し線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いわりの漁業 いじき漁業 ひじき漁業 ふりの漁業 わかめ漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 さざえ漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ぎんたかはま漁業 ぎんたかはま漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 おおこしだかがんがら漁業 おおこしだかがんがら漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 くぼがい漁業 けいしがい漁業 れいしがい漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 しゃこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 〃 ひじき漁業 〃 ふりの漁業 〃 わかめ漁業 〃 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 〃 とこぶし漁業 〃 ぎんたかはま漁業 〃 ぎんたかはま漁業 〃 ばていら漁業 〃 ばていら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 まがきがい漁業 〃 まがきがい漁業 〃 かめので漁業 〃 かめので漁業 〃 くぼがい漁業 〃 けいしがい漁業 〃 れいしがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 〃 なまこ漁業 〃 しゃこ漁業 〃 うに漁業 〃 うに漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市日振島	
宇共第33号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市御五神島地先	アイ、イウ、ウエ、エD、Eオ及びオアの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市御五神島寝床岩南端 B 宇和島市御五神島寝床岩北端 C 宇和島市御五神島西北端（家前大石） D 宇和島市御五神島大岩北端 E 宇和島市御五神島大岩南端 点 ア Aから宇和島市津島町須下崎見通し1,200メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵黒島南端見通し1,000メートルの点 ウ Cから0度1,000メートルの点 エ Dから0度1,000メートルの点 オ Eから150度1,000メートルの点	第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市日振島	
宇共第34号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町北灘地先	Aア、アイ、イウ、ウエ、エD及びE Fの6直線とA E間及びF D間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町北灘と同市下波の最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市津島町北灘福浦鼻 C 宇和島市津島町北灘庄の島頂 D 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界 E 宇和島市津島町岩松湾防波堤南側突端 F 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻 点 ア Aから宇和島市蔦淵黒島北端見通し600メートルの点 イ Bから宇和島市蔦淵黒島南端見通し600メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町裸島頂見通し600メートルの点 エ Dから宇和島市津島町前島頂見通し600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 いわりの漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 ふりの漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 てんぐさ漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あわび漁業 あわび漁業 あかがい漁業 とりがい漁業 とりがい漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 ばていら漁業 ばていら漁業 おおこしだかがんがら漁業 おおこしだかがんがら漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 しゃこ漁業 〃 えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 〃 雑魚建網漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 5月1日から10月31日まで ひじき漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 ふりの漁業 5月1日から12月31日まで とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 1月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで さざえ漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 〃 かき漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あわび漁業 〃 あわび漁業 〃 あかがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 とりがい漁業 〃 とこぶし漁業 〃 とこぶし漁業 〃 ばていら漁業 〃 ばていら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 おおこしだかがんがら漁業 〃 まがきがい漁業 〃 まがきがい漁業 〃 かめので漁業 〃 かめので漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで しゃこ漁業 〃 しゃこ漁業 〃 えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 〃 雑魚建網漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町北灘	
宇共第35号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町岩松地先	A B及びC Dの2直線とA D間及びB C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 宇和島市津島町岩松湾防波堤東側突端 B 宇和島市津島町玉ヶ月タンボ鼻 C 宇和島市津島町巽橋西詰北角 D 宇和島市津島町岩松川右岸堤防標識1号	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ふりの漁業 あおりの漁業 あおりの漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あかがい漁業 あかがい漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 〃 ふりの漁業 〃 あおりの漁業 〃 あおりの漁業 〃 かき漁業 〃 かき漁業 〃 あさり漁業 〃 あかがい漁業 〃 あかがい漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 えむし漁業 〃 雑魚建網漁業 〃 雑魚小型定置漁業 〃	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町岩松	

宇共第36号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町下灘地先	<p>Aア、アイ、イウ、ウエ、エオ及びオEの6直線とA E間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町北灘と同町田ノ浜との最大高潮時海岸線における境界 B 宇和島市津島町仏崎 C 宇和島市津島町須下崎 D 宇和島市津島町蘆崎 E 宇和島市と南宇和郡愛南町との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>点 A から宇和島市津島町前島頂見通し600メートルの点 イ Bから宇和島市津島町前島頂見通し600メートルの点 ウ Cから宇和島市津島町竹ヶ島西端見通し600メートルの点 エ Dから宇和島市御五神島寝床岩中央見通し600メートルの点 オ Eから大分県水の子灯台見通し600メートルの点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業 あおさ漁業 あおさ漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あわり漁業 あわり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりのり漁業 〃 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 〃 あわり漁業 1月1日から10月31日まで さざえ漁業 〃 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで まがきがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚小型定置漁業 〃</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	
宇共第37号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町竹ヶ島地先	宇和島市津島町竹ヶ島、高島、裸島及び前島の最大高潮時海岸線から800メートルの区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業 あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 かき漁業 かき漁業 あさり漁業 あわり漁業 あわり漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりのり漁業 〃 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あさり漁業 〃 あわり漁業 1月1日から10月31日まで さざえ漁業 〃 とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで まがきがい漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 しゃこ漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚小型定置漁業 〃</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市津島町下灘	
宇共第38号	愛媛県漁業協同組合	宇和島市津島町須下地先	<p>点アを中心として半径800メートル以内の区域</p> <p>基点 A 宇和島市津島町蘆崎 B 宇和島市津島町由良崎西端</p> <p>点 A から251度30分の線とBから317度30分の線との交点</p>	第3種共同漁業	ぶり、さわら飼付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	宇和島市	西宇和郡、八幡浜市、西予市及び南宇和郡愛南町からの入漁は拒んではならない。
宇共第39号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町内海地先	<p>Aから大分県水の子灯台見通し線とBから南宇和郡愛南町角島中央見通し線との間の最大高潮時海岸線、南宇和郡愛南町大猿島、地約礁、沖約礁、小猿島、観音島、塩子島及び黒磐から600メートル以内の区域</p> <p>基点 A 南宇和郡愛南町と宇和島市との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町柏と同町御荘菊川との最大高潮時海岸線における境界</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業 あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 わかめ漁業 わかめ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 くろめ漁業 くろめ漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 かき漁業 かき漁業 あわり漁業 あわり漁業 いがい漁業 いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 あさり漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 〃 てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで わかめ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 〃 いわりのり漁業 〃 くろめ漁業 〃 まくり漁業 〃 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あわり漁業 〃 いがい漁業 〃 さざえ漁業 〃 べにしりだか漁業 〃 あさり漁業 〃 はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで まがきがい漁業 〃 かめので漁業 〃 たこ漁業 〃 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 〃 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚小型定置漁業 〃</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平塚及び油袋	

宇共第40号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町角島地先	南宇和郡愛南町角島の最大高潮時海岸線から400メートル以内の区域		第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あわび漁業 あじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 かき漁業 あわび漁業 あわび漁業 いがい漁業 いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 あさり漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがさがい漁業 まがさがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 (第2種共同漁業) 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 // いわりのり漁業 // とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 // あわび漁業 // いがい漁業 // いがい漁業 // さざえ漁業 // さざえ漁業 // べにしりだか漁業 // べにしりだか漁業 // あさり漁業 // あさり漁業 // はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで まがさがい漁業 // まがさがい漁業 // かめので漁業 // かめので漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで 雑魚小型定置漁業 1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平塚及び油袋	
宇共第41号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町室手地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛埼突端 点 A Aから南宇和郡愛南町角島頂見通し600メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し450メートルの点		第2種共同漁業	雑魚建網漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平塚、油袋、御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	
宇共第42号	愛南漁業協同組合、愛媛県漁業協同組合	南宇和郡愛南町鮎子瀬地先	点アを中心として半径500メートル以内の区域 基点 A 南宇和郡愛南町由良岬西端 B 南宇和郡愛南町横島西端標識 点 A Aから231度の線とBから276度の線との交点		第3種共同漁業	ぶり刺付漁業	1月1日から12月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町網代、家串、柏、柏崎、須ノ川、魚神山、平塚、油袋、宇和島市日振島、同市戸島及び同市津島町下灘地区	西宇和郡、八幡浜市、西予市、宇和島市(関係地区は除く。)及び南宇和郡愛南町(関係地区は除く。)からの入漁を拒んではならない。
宇共第43号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町室手地先	Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川と同町柏との最大高潮時海岸線における境界 B 南宇和郡愛南町御荘菊川佛埼突端 点 A Aから南宇和郡愛南町角島頂見通し600メートルの点 イ Bから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し450メートルの点		第1種共同漁業	あおさ漁業 あわび漁業 あじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 てんぐさ漁業 ふのり漁業 ふのり漁業 いわりのり漁業 いわりのり漁業 とさかのり漁業 とさかのり漁業 かき漁業 あわび漁業 あわび漁業 いがい漁業 いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 あさり漁業 あさり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 はまぐり漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがさがい漁業 まがさがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 しゃこ漁業 しゃこ漁業 いせえび漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 // てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 // いわりのり漁業 // とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 // いがい漁業 // さざえ漁業 // さざえ漁業 // べにしりだか漁業 // べにしりだか漁業 // あさり漁業 // あさり漁業 // はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで まがさがい漁業 // まがさがい漁業 // かめので漁業 // かめので漁業 // たこ漁業 // たこ漁業 // なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 // えむし漁業 // しゃこ漁業 // しゃこ漁業 // いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月及び御荘深泥	

<p>宇共第44号</p>	<p>愛南漁業協同組合</p>	<p>南宇和郡愛南町御荘地先</p>	<p>Aア、アイ及びイBの3直線とA B間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域          基点 A 南宇和郡愛南町御荘菊川佛埼突端          B 南宇和郡愛南町猿鳴と同町船越との最大高潮時海岸線における境界          点 A Aから南宇和郡愛南町網代沖釣礁中央見通し線と同町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点          イ Bから290度の線と南宇和郡愛南町柏崎鼻から同町小横島西端見通し線との交点</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業)          あおさ漁業          あおさ漁業          ひじき漁業          てんぐさ漁業          てんぐさ漁業          ふのり漁業          いわりの漁業          いわりの漁業          とさかのり漁業          かき漁業          あわび漁業          いがい漁業          さざえ漁業          さざえ漁業          べにしりだか漁業          あさり漁業          はまぐり漁業          はまぐり漁業          とこぶし漁業          まがさがい漁業          まがさがい漁業          かめので漁業          たこ漁業          たこ漁業          なまこ漁業          うに漁業          えむし漁業          えむし漁業          しゃこ漁業          いせえび漁業          (第2種共同漁業)          雑魚建網漁業          雑魚小型定置漁業          雑魚建網漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで          ひじき漁業 //          てんぐさ漁業 4月1日から10月31日まで          てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで          ふのり漁業 //          いわりの漁業 //          とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで          かき漁業 1月1日から12月31日まで          あわび漁業 1月1日から10月31日まで          いがい漁業 1月1日から12月31日まで          さざえ漁業 //          べにしりだか漁業 //          あさり漁業 //          はまぐり漁業 10月1日から翌4月30日まで          とこぶし漁業 1月1日から12月31日まで          まがさがい漁業 //          まがさがい漁業 //          かめので漁業 //          たこ漁業 //          なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで          うに漁業 1月1日から12月31日まで          えむし漁業 //          しゃこ漁業 //          いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで          雑魚建網漁業 1月1日から12月31日まで          雑魚小型定置漁業 //          雑魚建網漁業 //</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>南宇和郡愛南町御荘菊川、御荘平山、御荘長洲、御荘平城、御荘和口、御荘長月、御荘深泥、防城成川、赤水、高畑、中浦及び猿鳴</p>	
<p>宇共第45号</p>	<p>愛南漁業協同組合</p>	<p>南宇和郡愛南町西海地先</p>	<p>Aから290度線とBアの直線との間の最大高潮時海岸線（南宇和郡愛南町黒碕、鹿島、コデ島及び小地島を含む）から500メートルの線及びA Cの直線とA C間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域          基点 A 南宇和郡愛南町船越と同町猿鳴との最大高潮時海岸線における境界          B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端          C 南宇和郡愛南町越田と同町久良との最大高潮時海岸線における境界          点 A BからC見通し500メートルの点</p>	<p>第1種共同漁業、第2種共同漁業</p>	<p>(第1種共同漁業)          あおさ漁業          あおさ漁業          ひじき漁業          ひじき漁業          てんぐさ漁業          てんぐさ漁業          ふのり漁業          いわりの漁業          まくり漁業          とさかのり漁業          とさかのり漁業          とげきりんさい漁業          かき漁業          かき漁業          あわび漁業          いがい漁業          さざえ漁業          さざえ漁業          べにしりだか漁業          あさり漁業          あさり漁業          とこぶし漁業          まがさがい漁業          まがさがい漁業          かめので漁業          たこ漁業          なまこ漁業          なまこ漁業          うに漁業          えむし漁業          えむし漁業          いせえび漁業          いせえび漁業          しりだか漁業          しろくろな漁業          雑魚建網漁業          (第2種共同漁業)          雑魚建網漁業          雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで          ひじき漁業 //          ひじき漁業 //          てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで          てんぐさ漁業 1月1日から12月31日まで          ふのり漁業 //          いわりの漁業 //          まくり漁業 //          とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで          とさかのり漁業 //          とげきりんさい漁業 //          かき漁業 1月1日から12月31日まで          あわび漁業 1月1日から10月31日まで          いがい漁業 1月1日から12月31日まで          さざえ漁業 //          べにしりだか漁業 //          あさり漁業 //          とこぶし漁業 //          まがさがい漁業 //          まがさがい漁業 //          かめので漁業 //          たこ漁業 //          なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで          うに漁業 1月1日から12月31日まで          えむし漁業 //          えむし漁業 //          いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで          しりだか漁業 1月1日から12月31日まで          しろくろな漁業 //          雑魚建網漁業 //          雑魚小型定置漁業 //</p>	<p>令和6年4月1日から令和16年3月31日まで</p>	<p>団体</p>	<p>南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊</p>	

宇共第46号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町横島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町横島一ノ碇中央 B 南宇和郡愛南町横島西端 C 南宇和郡愛南町小横島東端 点 ア Aから南宇和郡愛南町柏崎鼻見通し500メートルの点 イ Aから320度900メートルの点 ウ Bから220度500メートルの点 エ Cから南宇和郡愛南町コデ島頂見通し700メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から12月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 いわりの漁業 いわりの漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 あさり漁業 あさり漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで しりだか漁業 くろにな漁業 くろにな漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 いわりの漁業 いわりの漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで しりだか漁業 くろにな漁業 くろにな漁業 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊
宇共第47号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町西海地先	南宇和郡愛南町沖ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 いわりの漁業 いわりの漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで しりだか漁業 くろにな漁業 くろにな漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 いわりの漁業 いわりの漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで しりだか漁業 くろにな漁業 くろにな漁業 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊
宇共第48号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町西海地先	南宇和郡愛南町地ノ磯中央を中心として半径400メートル以内の区域	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 いわりの漁業 いわりの漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで しりだか漁業 くろにな漁業 くろにな漁業 (第2種共同漁業) 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで あおさ漁業 ひじき漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで ふのり漁業 いわりの漁業 いわりの漁業 まくり漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで かき漁業 あわび漁業 1月1日から10月31日まで あわび漁業 いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで なまこ漁業 うに漁業 1月1日から12月31日まで うに漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで いせえび漁業 しりだか漁業 1月1日から12月31日まで しりだか漁業 くろにな漁業 くろにな漁業 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、櫻月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、麦ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊

宇共第49号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町野地島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北端 B 南宇和郡愛南町武者泊笠鼻東端 点 ア Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し1,200メートルの点 イ Aから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し700メートルの点 ウ Bから94度1,050メートルの点 エ Bから94度1,600メートルの点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 いせえび漁業 いせえび漁業 しりだか漁業 くりにな漁業 雑魚建網漁業 雑魚建網漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 とげきりんさい漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 さざえ漁業 べにしりだか漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで しりだか漁業 1月1日から12月31日まで くりにな漁業 雑魚建網漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町越田、弓立、小浦、樫月、船越、久家、下久家、樽見、大成川、小成川、福浦、妻ヶ浦、武者泊、外泊、中泊及び内泊
宇共第50号	愛南漁業協同組合、久良漁業協同組合	南宇和郡愛南町当木島地先	アイ、イウ、ウエ及びエアの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町久良天崎鼻東端 B 南宇和郡愛南町武者泊笠ハズシ鼻北東端 C 南宇和郡愛南町武者泊笠鼻東端 点 ア Aから180度の線とBから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻南端見通し1,200メートルの点 ウ Cから94度の線とAから180度の線との交点 エ Cから94度の線とAから180度の線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 あさり漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで しりだか漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 さざえ漁業 あさり漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで しりだか漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、敦盛、岩木、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮乗寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙
宇共第51号	久良漁業協同組合	南宇和郡愛南町久良島地先	Aア、アイ、イウ、ウエ及びエアの5直線とA-E間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域 基点 A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻標識 B 南宇和郡愛南町久良日土鼻標識 C 南宇和郡愛南町当木島西端 D 南宇和郡愛南町樽見鼻 E 南宇和郡愛南町久良と同町越田との最大高潮時海岸線における境界 点 ア Aから南宇和郡愛南町天崎鼻東端見通し線とBから同町黒崎鼻見通し線との交点 イ Bから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とCから同町八郎岩見通し線との交点 ウ Cから南宇和郡愛南町八郎岩見通し線とDから同町黒崎鼻見通し線との交点 エ Dから南宇和郡愛南町黒崎鼻見通し線とEから同町武者泊笠ハズシ鼻北端見通し線との交点	第1種共同漁業、第2種共同漁業	(第1種共同漁業) あおさ漁業 ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで てんぐさ漁業 ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで いがい漁業 さざえ漁業 さざえ漁業 あさり漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 たこ漁業 なまこ漁業 うに漁業 うに漁業 えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで しりだか漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	あおさ漁業 1月1日から12月31日まで ひじき漁業 てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで ふのり漁業 1月1日から12月31日まで いわりの漁業 まくり漁業 とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで とさかのり漁業 かき漁業 1月1日から12月31日まで あわび漁業 1月1日から10月31日まで いがい漁業 1月1日から12月31日まで さざえ漁業 さざえ漁業 あさり漁業 とこぶし漁業 まがきがい漁業 まがきがい漁業 かめので漁業 たこ漁業 なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで うに漁業 1月1日から12月31日まで えむし漁業 えむし漁業 いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで しりだか漁業 1月1日から12月31日まで 雑魚建網漁業 雑魚小型定置漁業	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町久良

宇共第52号	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町城辺地先	<p>Ａア、アイ、イウ、ウエ及びエＣの５直線とＡＣ間の最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域</p> <p>基点  A 南宇和郡愛南町古月カゴヤ鼻南端  B 南宇和郡愛南町黒崎鼻南端  C 愛媛県と高知県との最大高潮時海岸線における境界</p> <p>点  ア Aから南宇和郡愛南町天磯鼻東端見通し線とBから同町日土鼻見通し線との交点  イ Bから南宇和郡愛南町日土鼻見通し線と同町八郎塔から同町当木島西端見通し線との交点  ウ Bから180度1,000メートルの点  エ Cから高知県沖ノ島あしのりおり見通し1,000メートルの点</p>	第1種共同漁業、第2種共同漁業	<p>(第1種共同漁業)</p> <p>あおさ漁業  ひじき漁業  てんぐさ漁業  ふのり漁業  いわりの漁業  まくり漁業  とさかのり漁業  かき漁業  あわび漁業  いがい漁業  さざえ漁業  あさり漁業  とこぶし漁業  まがさがい漁業  かめので漁業  たこ漁業  なまこ漁業  うに漁業  えむし漁業  いせえび漁業  しりだか漁業  (第2種共同漁業)  雑魚建網漁業  雑魚小型定置漁業</p>	<p>あおさ漁業 1月1日から12月31日まで  ひじき漁業 //  てんぐさ漁業 5月1日から10月31日まで  ふのり漁業 1月1日から12月31日まで  いわりの漁業 //  まくり漁業 //  とさかのり漁業 1月1日から8月31日まで  かき漁業 1月1日から12月31日まで  あわび漁業 1月1日から10月31日まで  いがい漁業 1月1日から12月31日まで  さざえ漁業 //  あさり漁業 //  とこぶし漁業 //  まがさがい漁業 //  かめので漁業 //  たこ漁業 //  なまこ漁業 6月1日から翌3月31日まで  うに漁業 1月1日から12月31日まで  えむし漁業 //  いせえび漁業 9月1日から翌5月31日まで  しりだか漁業 1月1日から12月31日まで  雑魚建網漁業 //  雑魚小型定置漁業 //</p>	令和6年4月1日から令和16年3月31日まで	団体	南宇和郡愛南町脇本、中玉、大浜、柿ノ浦、教盛、岩水、垣内、深浦、鮎越、古月、久良、蓮東寺、僧都、緑丙、緑乙、緑甲、城辺甲及び城辺乙
--------	----------	-------------	--	-----------------	---	---	------------------------	----	---